

令和 7 年 3 月 3 日

第 1 回 大垣市議会定例会議案

目 次

議第 2号	令和7年度大垣市一般会計予算
議第 3号	令和7年度大垣市公共用地先行取得事業会計予算
議第 4号	令和7年度大垣市国民健康保険事業会計予算
議第 5号	令和7年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算
議第 6号	令和7年度大垣市後期高齢者医療事業会計予算
議第 7号	令和7年度大垣市介護保険事業会計予算
議第 8号	令和7年度大垣市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 9号	令和7年度大垣市駐車場事業会計予算
議第10号	令和7年度大垣市競輪事業会計予算
議第11号	令和7年度大垣市牧田財産区会計予算
議第12号	令和7年度大垣市一之瀬財産区会計予算
議第13号	令和7年度大垣市時財産区会計予算
議第14号	令和7年度大垣市病院事業会計予算
議第15号	令和7年度大垣市水道事業会計予算
議第16号	令和7年度大垣市簡易水道事業会計予算
議第17号	令和7年度大垣市公共下水道事業会計予算
議第18号	令和7年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計予算
議第19号	令和7年度大垣市農業集落排水事業会計予算
議第20号	令和6年度大垣市一般会計補正予算(第9号)
議第21号	令和6年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
議第22号	令和6年度大垣市病院事業会計補正予算(第2号)
議第23号	令和6年度大垣市水道事業会計補正予算(第1号)
議第24号	令和6年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
議第25号	大垣市附属機関設置条例の制定について
議第26号	大垣市附属機関設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議第27号	大垣市こども未来条例の制定について
議第28号	大垣市児童館設置条例の制定について
議第29号	大垣市部設置条例の一部改正について
議第30号	大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について
議第31号	大垣市職員定数条例の一部改正について
議第32号	大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
議第33号	大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議第34号	大垣市手数料徴収条例の一部改正について
議第35号	大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正について
議第36号	大垣市立かわなみ作業所設置条例の一部改正について
議第37号	大垣市立ひまわり学園設置条例の一部改正について
議第38号	大垣市国民健康保険条例の一部改正について
議第39号	大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議第40号	大垣市営住宅条例の一部改正について
議第41号	大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について
議第42号	大垣市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について
議第43号	財産の取得について
報第 2号	専決処分の報告について

議第20号

令和6年度大垣市一般会計補正予算(第9号)

令和6年度大垣市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,644,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,088,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		27,810,000	220,000	28,030,000
	1. 市 民 税	11,097,000	50,000	11,147,000
	2. 固 定 資 産 税	13,090,000	170,000	13,260,000
4. 配 当 割 交 付 金		132,000	40,000	172,000
	1. 配 当 割 交 付 金	132,000	40,000	172,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		164,000	13,000	177,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	164,000	13,000	177,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		370,000	50,000	420,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	370,000	50,000	420,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		3,930,000	250,000	4,180,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	3,930,000	250,000	4,180,000
11. 地 方 交 付 税		4,600,000	838,000	5,438,000
	1. 地 方 交 付 税	4,600,000	838,000	5,438,000
15. 国 庫 支 出 金		9,328,260	390,350	9,718,610
	1. 国 庫 負 担 金	6,623,276	144,800	6,768,076
	2. 国 庫 補 助 金	2,671,933	245,550	2,917,483
16. 県 支 出 金		4,756,990	△40,450	4,716,540
	1. 県 負 担 金	2,889,677	61,150	2,950,827
	2. 県 補 助 金	1,438,715	△101,600	1,337,115
20. 繰 越 金		2,502,000	353,900	2,855,900
	1. 繰 越 金	2,502,000	353,900	2,855,900
21. 諸 収 入		3,717,075	△20,000	3,697,075
	6. 雑 入	2,045,399	△20,000	2,025,399

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22. 市 債		3,475,500	549,200	4,024,700
	1. 市 債	3,475,500	549,200	4,024,700
歳 入 合 計		67,444,000	2,644,000	70,088,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,275,540	1,638,500	8,914,040
	1. 総 務 管 理 費	5,394,360	1,638,500	7,032,860
3. 民 生 費		26,717,250	261,500	26,978,750
	1. 社 会 福 祉 費	6,813,440	179,000	6,992,440
	2. 老 人 福 祉 費	3,186,310	△110,100	3,076,210
	3. 児 童 福 祉 費	10,959,360	162,600	11,121,960
	4. 生 活 保 護 費	1,709,580	30,000	1,739,580
6. 農 林 水 産 業 費		950,910	26,800	977,710
	4. 土 地 改 良 費	546,590	26,800	573,390
8. 土 木 費		6,363,140	101,000	6,464,140
	4. 都 市 計 画 費	2,629,170	101,000	2,730,170
10. 教 育 費		8,056,050	638,200	8,694,250
	1. 教 育 総 務 費	992,750	109,000	1,101,750
	2. 小 学 校 費	1,642,270	342,200	1,984,470
	3. 中 学 校 費	502,210	163,600	665,810
	6. 保 健 体 育 費	1,952,470	23,400	1,975,870
11. 公 債 費		5,471,500	△22,000	5,449,500
	1. 公 債 費	5,471,500	△22,000	5,449,500
歳 出 合 計		67,444,000	2,644,000	70,088,000

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
綾里小学校屋内運動場改築事業	令和7年度～令和8年度	788,100

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
土 地 改 良 事 業	82,900	108,500
地 域 公 共 交 通 再 構 築 事 業	7,700	48,200
公 園 整 備 事 業	140,900	150,900
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業	383,200	808,000
体 育 施 設 整 備 事 業	148,100	168,100
計	3,475,500	4,024,700

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 対 策 事 業	3,200	普通貸借又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には借 入先と協定し、そ の条件に従うもの とする。 ただし、市財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、若しく は、繰上償還又は 低利に借り換える ことができる。
避 難 所 環 境 改 善 事 業	6,200			
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	18,900			

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	上石津地域防災設備整備事業	6,500
		避難所環境改善事業	55,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰臨時特別給付金支給事業	148,800
8. 土木費	4. 都市計画費	養老線管理機構地域公共交通再構築事業補助金	81,000
		大垣公園等再整備事業	6,000
		公園防災設備整備事業	20,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	142,800
		小学校外壁改修事業	110,200
		小学校屋内運動場改築事業	157,500
	3. 中学校費	中学校防犯対策改修事業	6,700
		中学校外壁改修事業	172,900
	6. 保健体育費	北部学校給食センター空調機改修事業	23,400

令和6年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 個 人	8,873,000	50,000	8,923,000	1. 現年課税分	50,000	累 計 8,812,000
計	11,097,000	50,000	11,147,000			

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 固定資産税	13,081,000	170,000	13,251,000	1. 現年課税分	170,000	累 計 13,147,000
計	13,090,000	170,000	13,260,000			

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 配当割交付金	132,000	40,000	172,000	1. 配当割交付金	40,000	
計	132,000	40,000	172,000			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 株式等譲渡所得割交付金	164,000	13,000	177,000	1. 株式等譲渡所得割交付金	13,000	
計	164,000	13,000	177,000			

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 法人事業税交付金	370,000	50,000	420,000	1. 法人事業税交付金	50,000	
計	370,000	50,000	420,000			

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方消費税交付金	3,930,000	250,000	4,180,000	1. 地方消費税交付金	250,000	
計	3,930,000	250,000	4,180,000			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	4,600,000	838,000	5,438,000	1. 地方交付税	838,000	普通交付税
計	4,600,000	838,000	5,438,000			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	6,573,277	144,800	6,718,077	1. 社会福祉費	81,000	累計 1,797,755 障害者自立支援給付費（介護等給付費） 63,400 生活介護給付費 $126,800 \times 1/2$ 障害者自立支援給付費（訓練等給付費） 17,600 共同生活援助給付費 $35,200 \times 1/2$
				2. 児童福祉費	41,300	累計 3,639,470 保育所費 $82,600 \times 1/2$
				3. 生活保護費	22,500	累計 1,073,322 生活保護扶助費 $30,000 \times 3/4$
計	6,623,276	144,800	6,768,076			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	1,790,333	40,000	1,830,333	1. 総務管理費	40,000	累計 1,788,127 新しい地方経済・生活環境創生交付金事業費 上石津地域防災設備整備事業費 $6,500 \times 1/2$ 3,250 避難所環境改善事業費 $53,500 \times 1/2$ 26,750 公園防災設備整備事業費 $20,000 \times 1/2$ 10,000
4. 土木費国庫補助金	436,581	46,100	482,681	2. 都市計画費	46,100	累計 210,231 社会資本総合整備事業費 40,100 地域公共交通再構築事業費 $80,200 \times 1/2$ 官民連携導入可能性調査事業費 6,000 $6,000 \times 10/10$
5. 教育費国庫補助金	134,905	159,450	294,355	2. 小学校費	97,400	累計 164,702 学校施設整備費 大規模改造 $102,300 \times 1/3$ 34,100 防災機能強化 $103,800 \times 1/3$ 34,600 屋内運動場 $86,100 \times 1/3$ 28,700
				3. 中学校費	58,250	累計 71,375 学校施設整備費 特別防犯対策 $6,700 \times 1/2$ 3,350 防災機能強化 $164,700 \times 1/3$ 54,900
				5. 保健体育費	3,800	累計 3,839 学校給食施設整備事業費 $11,400 \times 1/3$
計	2,671,933	245,550	2,917,483			

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,878,389	61,150	2,939,539	1. 社会福祉費	40,500	累計 866,395 障害者自立支援給付費（介護等給付費） 31,700 生活介護給付費 $126,800 \times 1/4$ 障害者自立支援給付費（訓練等給付費） 8,800 共同生活援助給付費 $35,200 \times 1/4$
				3. 児童福祉費	20,650	累計 1,224,855 保育所費 $82,600 \times 1/4$
計	2,889,677	61,150	2,950,827			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県補助金	1,071,515	△101,600	969,915	2. 老人福祉費	△110,100	累計 40,507 地域密着型介護サービス施設整備事業費 $\triangle 110,100 \times 10/10$
				3. 福祉医療費	8,500	累計 644,527 重度心身障害者医療費 $17,000 \times 1/2$
計	1,438,715	△101,600	1,337,115			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	2,502,000	353,900	2,855,900	1. 繰越金	353,900	
計	2,502,000	353,900	2,855,900			

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	2,034,789	△20,000	2,014,789	9. 教育雑入	△20,000	累計 地域スポーツ施設整備事業費 119,100
計	2,045,399	△20,000	2,025,399			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務債	70,300	9,400	79,700	1. 総務債	9,400	防災対策事業債 3,200 避難所環境改善事業債 6,200
5. 農林水産業債	102,900	25,600	128,500	2. 土地改良債	25,600	累計 土地改良事業債 108,500
6. 土木債	1,350,600	50,500	1,401,100	2. 都市計画債	50,500	累計 地域公共交通再構築事業債 40,500 公園整備事業債 10,000
8. 教育債	1,257,000	463,700	1,720,700	1. 教育債	463,700	学校教育施設整備事業債 424,800 体育施設整備事業債 20,000 学校給食施設整備事業債 18,900
計	3,475,500	549,200	4,024,700			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 一般管理費	948,020	277,000	1,225,020	国県支出金 - 地方債 - その他 -	277,000	3. 職員手当 等	277,000	累 計 619,040 退職手当
4. 財産管理費	497,860	400,000	897,860	国県支出金 - 地方債 - その他 -	400,000	24. 積 立 金	400,000	累 計 401,500 公共施設整備基金 積立金
11. 上石津地域 事務所費	237,780	6,500	244,280	国県支出金 3,250 地方債 3,200 その他 -	50	17. 備品購入 費	6,500	累 計 9,430 自動車購入費
16. 防 災 費	215,280	55,000	270,280	国県支出金 26,750 地方債 6,200 その他 -	22,050	17. 備品購入 費	55,000	累 計 72,620 防災資機材購入費 42,200 自動車購入費 12,800
18. 諸 費	777,600	900,000	1,677,600	国県支出金 - 地方債 - その他 -	900,000	24. 積 立 金	900,000	累 計 907,600 財政調整基金積立 金 400,000 減債基金積立金 500,000
計	5,394,360	1,638,500	7,032,860	国県支出金 30,000 地方債 9,400 その他 -	1,599,100			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 障害者福祉費	3,796,110	162,000	3,958,110	国県支出金 121,500 地方債 - その他 -	40,500	19. 扶助費	162,000	累計 3,752,985 生活介護給付費 126,800 共同生活援助給付費 35,200
3. 心身障害者医療費	1,171,100	17,000	1,188,100	国県支出金 8,500 地方債 - その他 -	8,500	19. 扶助費	17,000	累計 1,156,100 心身障害者医療扶助費
計	6,813,440	179,000	6,992,440	国県支出金 130,000 地方債 - その他 -	49,000			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 老人福祉推進費	850,310	△110,100	740,210	国県支出金 △110,100 地方債 - その他 -	-	18. 負担金補助及び交付金	△110,100	累計 65,463 地域密着型介護サービス施設整備事業補助金
計	3,186,310	△110,100	3,076,210	国県支出金 △110,100 地方債 - その他 -	-			

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6. 児童保育費	4,962,700	82,600	5,045,300	国県支出金 61,950 地方債 － その他 －	20,650	12. 委 託 料	82,600	累 計 1,116,324 民間保育所運営費
9. 子ども・母子家庭等医療費	1,111,500	80,000	1,191,500	国県支出金 － 地方債 － その他 －	80,000	19. 扶 助 費	80,000	累 計 1,136,000 子ども医療扶助費
計	10,959,360	162,600	11,121,960	国県支出金 61,950 地方債 － その他 －	100,650			

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 扶 助 費	1,313,900	30,000	1,343,900	国県支出金 22,500 地方債 － その他 －	7,500	19. 扶 助 費	30,000	医療扶助費
計	1,709,580	30,000	1,739,580	国県支出金 22,500 地方債 － その他 －	7,500			

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3. 土地改良施設整備費	409,020	26,800	435,820	国県支出金 - 地方債 25,600 その他 -	1,200	18. 負担金補助及び交付金	26,800	累 計 118,770 県営たん水防除事業負担金 20,850 県営ため池等整備事業負担金 1,450 県営中山間地域総合整備事業負担金 4,500
計	546,590	26,800	573,390	国県支出金 - 地方債 25,600 その他 -	1,200			

(款) 8. 土木費
(項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3. 公共交通対策費	572,310	81,000	653,310	国県支出金 40,100 地方債 40,500 その他 -	400	18. 負担金補助及び交付金	81,000	累 計 569,651 養老線管理機構地域公共交通再構築事業補助金
7. 公園管理費	563,500	20,000	583,500	国県支出金 16,000 地方債 10,000 その他 -	△6,000	17. 備品購入費	20,000	累 計 20,850 自動車購入費
計	2,629,170	101,000	2,730,170	国県支出金 56,100 地方債 50,500 その他 -	△5,600			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 事務局費	348,040	109,000	457,040	国県支出金 - 地方債 - その他 -	109,000	3. 職員手当等	109,000	累計 215,420 退職手当
計	992,750	109,000	1,101,750	国県支出金 - 地方債 - その他 -	109,000			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	918,170	△68,300	849,870	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△68,300	10. 需用費	△46,000	累計 200,777 光熱水費
						17. 備品購入費	△22,300	累計 169,530 図書購入費
2. 学校営繕費	314,900	253,000	567,900	国県支出金 68,700 地方債 179,800 その他 -	4,500	14. 工事請負費	253,000	累計 496,500
3. 学校建設費	409,200	157,500	566,700	国県支出金 28,700 地方債 124,800 その他 -	4,000	14. 工事請負費	157,500	累計 511,900
計	1,642,270	342,200	1,984,470	国県支出金 97,400 地方債 304,600 その他 -	△59,800			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 学校管理費	427,810	△16,000	411,810	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△16,000	10. 需 用 費	△16,000	累 計 94,853 光熱水費
2. 学校営繕費	74,400	179,600	254,000	国県支出金 58,250 地方債 120,200 その他 -	1,150	14. 工事請負 費	179,600	累 計 237,100
計	502,210	163,600	665,810	国県支出金 58,250 地方債 120,200 その他 -	△14,850			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 体育施設費	728,350	-	728,350	国県支出金 - 地方債 20,000 その他 △20,000	-			
5. 学校給食費	941,030	23,400	964,430	国県支出金 3,800 地方債 18,900 その他 -	700	14. 工事請負 費	23,400	累 計 24,400
計	1,952,470	23,400	1,975,870	国県支出金 3,800 地方債 38,900 その他 △20,000	700			

(款) 11. 公債費
(項) 1. 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 利 子	217,900	△22,000	195,900	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△22,000	22. 償還金 子及び割 引料	△22,000	地方債利子
計	5,471,500	△22,000	5,449,500	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△22,000			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補 正 後	2,539 ^人	千円 1,329,400	千円 4,880,750	千円 3,831,420	千円 10,041,570	千円 1,851,840	千円 11,893,410
補 正 前	2,539	1,329,400	4,880,750	3,445,420	9,655,570	1,851,840	11,507,410
比 較	0	0	0	386,000	386,000	0	386,000

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	宿日直手当
	補 正 後	千円 122,380	千円 146,260	千円 61,420	千円 84,570	千円 51,140	千円 625,750	千円 6,400
	補 正 前	122,380	146,260	61,420	84,570	51,140	625,750	6,400
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職員特 別勤務手当	管理職手当	期末勤勉 手 当	退職手当			
	補 正 後	千円 720	千円 63,650	千円 2,125,460	千円 543,670			
	補 正 前	720	63,650	2,125,460	157,670			
	比 較	0	0	0	386,000			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
綾里小学校屋内運動場改築事業	788,100	788,100	年度 -	-	年度 7~8	788,100	国県支出金 83,000 地方債 552,200 その他 -	152,900

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 普 通 債	3,185,700	3,734,900	39,778,283	40,327,483
(1) 公 共 事 業 等	280,300	287,800	3,434,177	3,441,677
(2) 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化	-	319,200	1,143,164	1,462,364
(4) 学 校 教 育	383,200	524,100	5,148,657	5,289,557
(7) 一 般 補 助	7,700	68,900	385,031	446,231
(9) 一 般 単 独	2,322,700	2,343,100	15,296,970	15,317,370
合 計	3,475,500	4,024,700	60,652,237	61,201,437

議第21号

令和6年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)

令和6年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,043,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 県 支 出 金		9,625,700	250,000	9,875,700
	1. 県 補 助 金	9,625,700	250,000	9,875,700
歳 入 合 計		13,793,000	250,000	14,043,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		9,538,040	250,000	9,788,040
	1. 療 養 諸 費	8,174,600	250,000	8,424,600
歳 出 合 計		13,793,000	250,000	14,043,000

令和6年度 大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保険給付費 等交付金	9,581,700	250,000	9,831,700	1. 保険給付費 等交付金	250,000	普通交付金
計	9,625,700	250,000	9,875,700			

2 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						区 分	金 額	
2. 一般被保険 者療養給付 費	8,145,000	250,000	8,395,000	保険料 - 県支出金 250,000 繰入金 - その他 -		18. 負担金補 助及び交 付金	250,000	療養給付費
計	8,174,600	250,000	8,424,600	保険料 - 県支出金 250,000 繰入金 - その他 -				

議第22号

令和6年度大垣市病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和6年度病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度大垣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業収益	36,391,000 千円	400,000 千円	36,791,000 千円	
第1項 病院医業収益	35,914,600 千円	400,000 千円	36,314,600 千円	
		支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業費用	36,381,000 千円	400,000 千円	36,781,000 千円	
第1項 病院医業費用	35,813,500 千円	400,000 千円	36,213,500 千円	

(たな卸資産購入限度額)

第3条 予算第8条に定めた「たな卸資産の購入限度額は、14,854,400千円」を「たな卸資産の購入限度額は、15,254,400千円」に改める。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和6年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			36,391,000	400,000	36,791,000	
	1. 病院医業収益		35,914,600	400,000	36,314,600	
		1. 入 院 収 益	20,709,000	230,000	20,939,000	
		2. 外 来 収 益	14,590,000	170,000	14,760,000	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			36,381,000	400,000	36,781,000	
	1. 病院医業費用		35,813,500	400,000	36,213,500	
		2. 材 料 費	14,854,400	400,000	15,254,400	

令和6年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	10,000
(2) 減価償却費	1,389,000
(3) 固定資産除却費	25,200
(4) 長期前払消費税の増減額（△は増加）	△ 134,068
(5) 貸倒引当金の増減額（△は減少）	3,500
(6) 引当金（負債性引当金）の増減額（△は減少）	△ 225,500
(7) 奨学金貸付免除額	37,200
(8) 長期前受金戻入額	△ 75,600
(9) 受取利息及び受取配当金	△ 15,100
(10) 支払利息	72,300
(11) 未収金の増減額（△は増加）	225,707
(12) 未払金の増減額（△は減少）	△ 668,147
(13) たな卸資産の増減額（△は増加）	110
小計	644,602
(14) 利息及び配当金の受取額	15,100
(15) 利息の支払額	△ 72,300
業務活動によるキャッシュ・フロー	587,402

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,425,032
(2) 有価証券の取得による支出	△ 300,500
(3) 奨学金の貸付による支出	△ 66,600
(4) 奨学金等の返還による収入	310,000
(5) 国庫補助金等による収入	301,000
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,181,432

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 277,000
(2) リース債務の返済による支出	△ 26,200
(3) 他会計からの出資による収入	177,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 126,200

資金増加額（又は減少額）△ 720,230

資金期首残高27,891,510

資金期末残高27,171,280

令和 6 年度大垣市病院事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,551,391	
ロ 建 物	34,575,886		
減価償却累計額	△ 22,737,870	11,838,016	
ハ 構 築 物	273,989		
減価償却累計額	△ 151,549	122,440	
ニ 器 械 備 品	15,456,816		
減価償却累計額	△ 11,728,453	3,728,363	
ホ 車 両	32,314		
減価償却累計額	△ 30,263	2,051	
ヘ リ ー ス 資 産	118,800		
減価償却累計額	△ 85,180	33,620	
ト 建 設 仮 勘 定		161,404	
有形固定資産合計			17,437,285

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		444	
無形固定資産合計			444

(3) 投資その他の資産

イ 投 資 有 価 証 券		899,643	
ロ 長 期 貸 付 金		1,459,400	
ハ 長 期 前 払 消 費 税		134,068	
投資その他の資産合計			2,493,111

固 定 資 産 合 計 19,930,840

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		27,171,280	
(2) 未 収 金	5,990,800		
貸倒引当金	△ 108,449	5,882,351	
(3) 貯 蔵 品		303,672	

流 動 資 産 合 計 33,357,303

資 産 合 計 53,288,143

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	3,225,861		
企業債合計		3,225,861	

(2) リ ー ス 債 務 10,890

(3) 引 当 金

イ 退 職 給 付 引 当 金	2,688,659		
引 当 金 合 計		2,688,659	

固 定 負 債 合 計 5,925,410

4. 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に		280,608		
充てるための企業債				
企 業 債 合 計			280,608	
(2) リ ー ス 債 務			26,072	
(3) 未 払 金			2,110,000	
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		882,500		
引 当 金 合 計			882,500	
(5) その他流動負債				
イ 預 り 金		25,000		
その他流動負債合計			25,000	
流 動 負 債 合 計				3,324,180
5. 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金				
イ 受贈財産評価額	189,380			
収 益 化 累 計 額	△ 53,490	135,890		
ロ 寄 附 金	499,537			
収 益 化 累 計 額	△ 111,558	387,979		
ハ 補 助 金	1,289,289			
収 益 化 累 計 額	△ 896,839	392,450		
長 期 前 受 金 合 計			916,319	
繰 延 収 益 合 計				916,319
負 債 合 計				10,165,909
資 本 の 部				
6. 資 本 金				22,845,172
7. 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 補 助 金		149,109		
資 本 剰 余 金 合 計			149,109	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当年度未処分利益剰余金				
繰越利益剰余金年度末残高		20,117,953		
当 年 度 純 利 益		10,000		
利 益 剰 余 金 合 計			20,127,953	
剰 余 金 合 計				20,277,062
資 本 合 計				43,122,234
負 債 資 本 合 計				53,288,143

令和6年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

収 益 的 収 入

(款) 1. 病 院 事 業 収 益

(項) 1. 病 院 医 業 収 益

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 入 院 収 益	20,709,000	230,000	20,939,000	入 院 収 益	230,000	
2. 外 来 収 益	14,590,000	170,000	14,760,000	外 来 収 益	170,000	
計	35,914,600	400,000	36,314,600			

収 益 的 支 出

(款) 1. 病 院 事 業 費 用

(項) 1. 病 院 医 業 費 用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 材 料 費	14,854,400	400,000	15,254,400	薬 品 費	200,000	累計 9,768,000
				診 療 材 料 費	200,000	累計 5,270,400
計	35,813,500	400,000	36,213,500			

議第23号

令和6年度大垣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度大垣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業「イ 興福地町、寺内町ほか配水管布設替事業600,000千円」を「イ 興福地町、寺内町ほか配水管布設替事業584,200千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	2,288,000 千円	△10,900 千円	2,277,100 千円
第2項 営業外収益	308,500 千円	△10,900 千円	297,600 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,954,000 千円	25,700 千円	1,979,700 千円
第1項 営業費用	1,872,900 千円	△10,300 千円	1,862,600 千円
第2項 営業外費用	80,600 千円	36,000 千円	116,600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,268,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,259,300千円」に、「当年度分損益勘定留保資金638,772千円」を「当年度分損益勘定留保資金630,072千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収		入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資 本 的 収 入	473,000 千円	△7,100 千円	465,900 千円
第2項 負 担 金	73,000 千円	△7,100 千円	65,900 千円
支		出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資 本 的 支 出	1,741,000 千円	△15,800 千円	1,725,200 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,429,700 千円	△15,800 千円	1,413,900 千円

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和 6 年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			2,288,000	△ 10,900	2,277,100	
	2. 営業外収益		308,500	△ 10,900	297,600	
		3. 雑 収 益	124,500	△ 10,900	113,600	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			1,954,000	25,700	1,979,700	
	1. 営業費用		1,872,900	△ 10,300	1,862,600	
		2. 配水及び給水費	393,500	△ 10,300	383,200	
	2. 営業外費用		80,600	36,000	116,600	
		2. 消費 税 及 び 地 方 消 費 税	6,000	36,000	42,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 収 入			473,000	△ 7,100	465,900	
	2. 負 担 金		73,000	△ 7,100	65,900	
		2. 工 事 負 担 金	52,000	△ 7,100	44,900	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			1,741,000	△ 15,800	1,725,200	
	1. 建 設 改 良 費		1,429,700	△ 15,800	1,413,900	
		2. 配水管布設工事費	600,000	△ 15,800	584,200	

令和6年度大垣市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	184,334
(2) 減価償却費	880,000
(3) 固定資産除却費	33,900
(4) 貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 5,000
(5) 引当金（負債性引当金）の増減額（△は減少）	△ 13,486
(6) 長期前受金戻入額	△ 183,300
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 700
(8) 支払利息	65,400
(9) 未収金の増減額（△は増加）	34,434
(10) 未払金の増減額（△は減少）	88,566
(11) たな卸資産の増減額（△は増加）	1,100
小計	1,085,248
(12) 利息及び配当金の受取額	700
(13) 利息の支払額	△ 65,400
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,020,548

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,293,616
(2) 国庫補助金等による収入	65,682
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,227,934

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	400,000
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 311,265
財務活動によるキャッシュ・フロー	88,735

資金増加額（又は減少額）	△ 118,651
資金期首残高	1,928,824
資金期末残高	1,810,173

令和 6 年度大垣市水道事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		389,442	
ロ 建 物	1,029,752		
減価償却累計額	△ 311,368	718,384	
ハ 構 築 物	34,077,382		
減価償却累計額	△ 16,765,559	17,311,823	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,453,134		
減価償却累計額	△ 2,610,721	1,842,413	
ホ 車 両 運 搬 具	21,025		
減価償却累計額	△ 16,589	4,436	
ヘ 工具、器具及び備品	16,579		
減価償却累計額	△ 13,703	2,876	
ト 建 設 仮 勘 定		506,844	
有形固定資産合計		20,776,218	
固 定 資 産 合 計			20,776,218
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,810,173	
(2) 未 収 金	357,023		
貸倒引当金	△ 15,732	341,291	
(3) 貯 蔵 品		5,317	
流動資産合計			2,156,781
資 産 合 計			22,932,999
負 債 の 部			
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	4,493,805		
企 業 債 合 計		4,493,805	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	60,044		
引 当 金 合 計		60,044	
固 定 負 債 合 計			4,553,849
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	283,300		
企 業 債 合 計		283,300	
(2) 未 払 金		281,000	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	19,980		
引 当 金 合 計		19,980	

(4) その他流動負債				
イ 預り金		1,617		
その他流動負債合計			1,617	
流動負債合計				585,897
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ 受贈財産評価額	604,910			
収益化累計額	△ 173,758	431,152		
ロ 国県補助金	31,922			
収益化累計額	△ 13,888	18,034		
ハ 他会計補助金	6,101			
収益化累計額	△ 5,784	317		
ニ 他会計負担金	541,668			
収益化累計額	△ 342,945	198,723		
ホ 工事負担金	7,288,083			
収益化累計額	△ 4,467,057	2,821,026		
長期前受金合計			3,469,252	
繰延収益合計				3,469,252
負債合計				8,608,998
資 本 の 部				
6. 資本金				12,588,058
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		22,634		
資本剰余金合計			22,634	
(2) 利益剰余金				
イ 減債積立金		87,028		
ロ 利益積立金		5,100		
ハ 建設改良積立金		250,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金				
繰越利益剰余金年度末残高		1,186,847		
当年度純利益		184,334		
利益剰余金合計			1,713,309	
剰余金合計				1,735,943
資本合計				14,324,001
負債資本合計				22,932,999

令和6年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画明細書

収 益 的 収 入

(款) 1. 水道事業収益

(項) 2. 営業外収益

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑 収 益	124,500	△ 10,900	113,600	そ の 他 雑 収 益	△ 10,900	累計 28,100
計	308,500	△ 10,900	297,600			

収 益 的 支 出

(款) 1. 水道事業費用

(項) 1. 営業費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 配水及び給水費	393,500	△ 10,300	383,200	修 繕 費	△ 10,300	累計 190,700
計	1,872,900	△ 10,300	1,862,600			

(款) 1. 水道事業費用

(項) 2. 営業外費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 消費税及び 地方消費税	6,000	36,000	42,000	消費税及び 地方消費税	36,000	
計	80,600	36,000	116,600			

資 本 的 収 入

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 2. 負 担 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 工 事 負 担 金	52,000	△ 7,100	44,900	工 事 負 担 金	△ 7,100	
計	73,000	△ 7,100	65,900			

資 本 的 支 出

(款) 1. 資 本 的 支 出

(項) 1. 建 設 改 良 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 配 水 管 布 設 工 事 費	600,000	△ 15,800	584,200	工 事 請 負 費	△ 15,800	
計	1,429,700	△ 15,800	1,413,900			

議第24号

令和6年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和6年度公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度大垣市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業「イ 大外羽、南瀬町ほか汚水施設建設改良事業341,800千円」を「イ 大外羽、南瀬町ほか汚水施設建設改良事業252,800千円」に、「ロ 築捨町、長沢町ほか雨水施設建設改良事業190,400千円」を「ロ 築捨町、長沢町ほか雨水施設建設改良事業990,400千円」に、「ハ 終末処理施設建設改良事業75,800千円」を「ハ 終末処理施設建設改良事業89,800千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	4,054,000 千円	96,000 千円	4,150,000 千円
第2項 営業外費用	484,600 千円	96,000 千円	580,600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,309,000 千円	693,000 千円	2,002,000 千円
第1項 企業債	647,300 千円	256,700 千円	904,000 千円
第2項 補助金	157,900 千円	415,000 千円	572,900 千円
第3項 出資金	468,500 千円	21,300 千円	489,800 千円

	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資 本 的 支 出	3,028,000 千円	693,000 千円	3,721,000 千円
第1項 建 設 改 良 費	840,700 千円	693,000 千円	1,533,700 千円
(企 業 債)			
第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額「下水道建設事業			527,300千円」を
「下水道建設事業 784,000千円」に改める。			

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和6年度大垣市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			4,054,000	96,000	4,150,000	
	2. 営業外費用		484,600	96,000	580,600	
		3. 消費税及び 地方消費税	90,200	56,000	146,200	
		4. 雑支出	19,600	40,000	59,600	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 収 入			1,309,000	693,000	2,002,000	
	1. 企 業 債		647,300	256,700	904,000	
		1. 下 水 道 事 業 債	647,300	256,700	904,000	
	2. 補 助 金		157,900	415,000	572,900	
		1. 国 県 補 助 金	157,900	415,000	572,900	
	3. 出 資 金		468,500	21,300	489,800	
		1. 出 資 金	468,500	21,300	489,800	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			3,028,000	693,000	3,721,000	
	1. 建 設 改 良 費		840,700	693,000	1,533,700	
		1. 事 務 費	206,100	△ 32,000	174,100	
		2. 汚 水 施 設 整 備 費	341,800	△ 89,000	252,800	
		3. 雨 水 施 設 整 備 費	190,400	800,000	990,400	
		4. 終 末 処 理 施 設 整 備 費	75,800	14,000	89,800	

令和6年度大垣市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	18,946
(2) 減価償却費	2,447,800
(3) 固定資産除却費	21,100
(4) 貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 1,992
(5) 引当金（負債性引当金）の増減額（△は減少）	14,151
(6) 長期前受金戻入額	△ 832,000
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 100
(8) 支払利息	339,000
(9) 未収金の増減額（△は増加）	18,295
(10) 前払金の増減額（△は増加）	11,600
(11) 未払金の増減額（△は減少）	△ 90,667
(12) たな卸資産の増減額（△は増加）	19
(13) 預り金の増減額（△は減少）	△ 224,376
小計	1,721,776
(14) 利息及び配当金の受取額	100
(15) 利息の支払額	△ 339,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,382,876

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,932,763
(2) 国庫補助金等による収入	864,305
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,068,458

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,118,900
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,187,282
(3) 他会計からの出資による収入	532,540
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 535,842

資金増加額（又は減少額）	△ 221,424
資金期首残高	937,284
資金期末残高	715,860

令和 6 年度大垣市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地	3,719,391		
ロ 建 物	2,032,328		
減価償却累計額	△ 533,757	1,498,571	
ハ 構 築 物	63,229,826		
減価償却累計額	△ 10,171,790	53,058,036	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,178,689		
減価償却累計額	△ 1,722,481	3,456,208	
ホ 車 両 運 搬 具	5,821		
減価償却累計額	△ 4,097	1,724	
ヘ 工具、器具及び備品	27,602		
減価償却累計額	△ 11,347	16,255	
ト 建 設 仮 勘 定	1,790,873		
有形固定資産合計		63,541,058	
固 定 資 産 合 計			63,541,058
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		715,860	
(2) 未 収 金	525,864		
貸倒引当金	△ 18,136	507,728	
(3) 貯 蔵 品		2,054	
流動資産合計			1,225,642
資 産 合 計			64,766,700
負 債 の 部			
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	23,243,669		
企 業 債 合 計		23,243,669	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	82,442		
引 当 金 合 計		82,442	
固 定 負 債 合 計			23,326,111
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	2,095,200		
企 業 債 合 計		2,095,200	
(2) 未 払 金		515,796	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	23,280		
引 当 金 合 計		23,280	

(4) その他流動負債				
イ 預り金		3,347		
その他流動負債合計			3,347	
流動負債合計				2,637,623
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ 受贈財産評価額	1,205,243			
収益化累計額	△ 132,434	1,072,809		
ロ 国県補助金	21,235,836			
収益化累計額	△ 3,838,353	17,397,483		
ハ 受益者負担金等	1,587,745			
収益化累計額	△ 223,178	1,364,567		
ニ 工事負担金	413,150			
収益化累計額	△ 52,786	360,364		
長期前受金合計			20,195,223	
(2) 建設仮勘定長期前受金				
イ 建設仮勘定国県補助金		1,197,199		
建設仮勘定長期前受金合計			1,197,199	
繰延収益合計				21,392,422
負債合計				47,356,156
	資 本 の 部			
6. 資本金				15,528,402
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		107,823		
ロ 国県補助金		1,755,373		
資本剰余金合計			1,863,196	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処分利益剰余金				
当年度純利益		18,946		
利益剰余金合計			18,946	
剰余金合計				1,882,142
資本合計				17,410,544
負債資本合計				64,766,700

令和6年度大垣市公共下水道事業会計補正予算実施計画明細書

収 益 的 支 出

(款) 1. 下 水 道 事 業 費 用

(項) 2. 営 業 外 費 用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	90,200	56,000	146,200	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	56,000	
4. 雑 支 出	19,600	40,000	59,600	そ の 他 雑 支 出	40,000	
計	484,600	96,000	580,600			

資 本 的 収 入

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 1. 企 業 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下 水 道 事 業 債	647,300	256,700	904,000	下 水 道 事 業 債	256,700	建 設 事 業 債
計	647,300	256,700	904,000			

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 2. 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国 県 補 助 金	157,900	415,000	572,900	国 県 補 助 金	415,000	国 庫 補 助 金
計	157,900	415,000	572,900			

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 3. 出 資 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 他 会 計 出 資 金	468,500	21,300	489,800	他 会 計 出 資 金	21,300	一 般 会 計 出 資 金
計	468,500	21,300	489,800			

資 本 的 支 出

(款) 1. 資 本 的 支 出

(項) 1. 建 設 改 良 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事 務 費	206,100	△ 32,000	174,100	委 託 料	△ 14,000	累計 52,000
				補 償 費	△ 18,000	累計 68,000
2. 汚 水 施 設 整 備 費	341,800	△ 89,000	252,800	工 事 請 負 費	△ 89,000	
3. 雨 水 施 設 整 備 費	190,400	800,000	990,400	工 事 請 負 費	800,000	
4. 終 末 処 理 施 設 整 備 費	75,800	14,000	89,800	工 事 請 負 費	14,000	
計	840,700	693,000	1,533,700			

議第25号

大垣市附属機関設置条例の制定について

大垣市附属機関設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の執行機関(以下「執行機関」という。)は、別表第1の名称の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の名称及び主な担任事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 執行機関は、前2項に定めるもののほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2に掲げる附属機関を置くことができる。

(組織)

第3条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、附属機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他適当と認められる関係者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 第1項の規定にかかわらず、執行機関は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

4 第2項の規定は、特別委員について準用する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。
ただし、欠員が生じた場合における補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3項の規定により置く特別委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る特別の事項に係る調査審議の終了のときまでとする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、委員の

互選により定める。

- 2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 附属機関に副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。この場合において、副会長等は、委員の互選又は会長等の指名により定める。
- 4 副会長等(副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者。以下同じ。)は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等及び副会長等の任期が満了した場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開く場合その他会長等及び副会長等が不在のときは、執行機関が招集する。

- 2 会議は、執行機関が別に定める場合を除き、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、執行機関が別に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会長等(会長等及び副会長等が不在の場合にあっては、執行機関)は、緊急を要するとき又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- 6 第2項及び第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(部会等)

第7条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な

事項は、執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に別表第1又は別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の附属機関等」という。)の委員等である者は、施行日に、それぞれ別表第1又は別表第2に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該従前の附属機関等の委員等の数が別表第1又は別表第2の委員定数を超えるときは、その超える間に限り、当該委員定数にかかわらず、新附属機関の委員定数は、当該従前の附属機関等の委員等の数とする。
- 3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、従前の附属機関等の委員等としての任期満了日までとする。ただし、これにより難いときは、6月を限度としてこれを延長し、又は短縮することができる。
- 4 施行日から令和7年7月31日までの間における別表第1の規定の適用については、同表中
「

大垣市保健 推進協議会	地域保健計画、自殺対策計画及び食育推進計画の策定、評価等について審議すること。	15人	2年
----------------	---	-----	----

」

とあるのは、

「

大垣市保健 推進協議会	地域保健計画、自殺対策計画の策定、評価等について審議すること。	15人	2年
大垣市食育 推進会議	食育基本法(平成17年法律第63号)第33条第1項の規定に基づき、食育推進計画の策定及び食育の推進に関する重要事項について審議すること。	18人	2年

」

とする。

- 5 施行日以後最初に委嘱される「大垣市介護サービス基盤整備検討委員会」の委員の任期は、別表第1の任期にかかわらず、委嘱された日から令和9年3月31日までとする。

- 6 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等の会長等又は副会長等である者は、施行日にそれぞれ新附属機関の会長等又は副会長等として定められたものとみなす。
- 7 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等がした審査、調査審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした審査、調査審議その他の手続とみなす。

別表第1(第2条―第4条関係)

名称	主な担任事項	委員定数	任期
大垣市功労者表彰審査委員会	功労者表彰の被表彰者の決定、栄誉市民の決定並びにスイトピア章の授与及び市民大賞としての表彰を受ける者の選定について審査すること。	6人	2年
大垣市公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務又は通勤により生じた災害の認定について意見を述べること。	5人	3年
大垣市公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等の実施に関する不服について審査し、裁定すること。	3人	3年
大垣市職員退職手当審査会	退職手当の支給制限等の処分について審査すること。	3人	委嘱の日から諮問に係る審査の終了のときまで
大垣市特別職報酬等審議会	議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について調査審議すること。	10人	委嘱の日から諮問に係る調査審議の終了のときまで
大垣市総合計画審議会	市が定める総合計画について審議すること。	36人	2年
大垣市情報公開審査会	情報の公開請求に対する決定等に係る審査請求について調査審議すること。	5人	2年

大垣市個人情報保護審査会	個人情報の開示請求に対する決定等に係る審査請求について調査審議すること。	5人	2年
大垣市行政改革推進審議会	市の行政制度及び行政運営の改善に関する重要事項等について調査審議すること。	15人	2年
大垣市指定管理予定候補者選定・評価委員会	公の施設の指定管理者制度に係る予定候補者の公平な選定及び指定管理者による公の施設の適正な管理運営の履行の確保に関する事項について審査すること。	5人	5年
大垣市多文化共生推進会議	多文化共生推進指針の策定及び推進について審議すること。	15人	5年
大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会	市民活動を育成支援するための市民活動団体に対する資金等の助成について審議し、及び助言すること。	10人	2年
大垣市男女共同参画推進審議会	男女共同参画プランの策定及び見直し並びにその実施状況及び進捗状況の評価等について審議すること。	15人	2年
大垣市人権のまちづくり懇話会	人権尊重のまちづくりの実現のために必要な市の人権施策の推進方策及び市が取り組むべき人権課題について審議すること。	16人	2年
大垣市地方改善促進審議会	地方改善の促進のために必要な総合的施策の樹立その他地方改善に関する社会的、経済的、教育的等諸問題の解決に関する事項について調査審議すること。	20人	2年
大垣市環境審議会	環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の環境の保全及び創出に関する基本的事項について調査し、研究し、及び審議すること。	15人	2年

大垣市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項について審議すること。	18人	2年
大垣市防犯推進協議会	市が実施する犯罪を防止する施策並びに防犯に関する計画の策定及び評価について審議すること。	20人	2年
大垣市交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、交通安全計画の策定、推進等に関する事項について審議すること。	17人	1年
大垣市地域福祉計画策定・評価委員会	地域福祉計画の策定及び評価について審議すること。	22人	5年
大垣市障がい者の暮らしを支える協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、相談支援事業の運営等について協議し、並びに障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び評価について審議すること。	30人	3年
大垣市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適正な運営に関する事項について審議すること。	10人	2年
大垣市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームへの入所措置及び入所措置継続の要否について審査すること。	6人	1年
大垣市介護保険運営協議会	高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定、評価等について審議すること。	15人	3年

大垣市介護サービス基盤整備検討委員会	介護保険事業計画に基づく介護保険施設等を整備する事業者の選定について審査すること。	6人	3年
大垣市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス事業者の指定等について審査し、及び指定基準等について審議すること。	5人	3年
大垣市保健推進協議会	地域保健計画、自殺対策計画及び食育推進計画の策定、評価等について審議すること。	15人	2年
大垣市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害について調査し、及び助言し、並びに予防接種の業務において生じた事故の災害補償、損失補償、求償その他措置等について審議すること。	4人	2年
大垣市子ども・子育て未来会議	子ども・子育て支援に係る計画及び施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに施策の実施状況について調査審議すること。	15人	2年
大垣市児童館運営委員会	児童館の運営について審議すること。	10人	2年
大垣市障害児通所支援事業支給検討委員会	障害児通所支援サービスの利用の可否及び支給日数等について審査すること。	10人	2年
大垣市保育所等医療的ケア実施検討会議	保育所等における医療的ケア実施の可否について審査すること。	6人	1年
市場取引委員会	大垣市公設地方卸売市場における売買取引について調査審議すること。	10人	2年
大垣市雇用戦略指針策定委員会	雇用戦略指針の策定について審議すること。	10人	1年

大垣市観光戦略指針策定委員会	観光戦略指針の策定について審議すること。	10人	1年
大垣市大規模小売店舗の出店に伴う地域環境保全のための検討委員会	大規模小売店舗の出店に関する事項について審議すること。	15人	2年
大垣市産業振興指針策定委員会	産業振興指針の策定について審議すること。	10人	1年
大垣市森林管理委員会	市の森林・林業に関する課題及び現状把握その他森林づくりについて審議すること。	12人	2年
大垣市農業ビジョン策定・推進委員会	農業ビジョンの策定及び推進について審議すること。	13人	5年
大垣市水防協議会	水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項について調査審議すること。	16人	2年
大垣市水道事業等審議会	市の水道事業及び下水道事業に関する重要事項等について調査審議すること。	15人	2年
大垣市都市計画景観審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)等の法令によりその権限に属させられた事項並びに都市計画に関する事項及び景観の形成に関する事項について調査審議すること。	20人	2年
大垣市景観遺産審議会	景観遺産及び景観自慢の指定について意見を述べ、並びに景観遺産、景観自慢、景観重要建造物及び景観重要樹木の保存及び活用について調査審議すること。	5人	2年

大垣市道の駅整備検討委員会	道の駅の整備に関する方針及び計画の策定等について調査審議すること。	20人	2年
大垣市自転車等駐車対策協議会	自転車等の駐車対策に関する重要事項について審議すること。	15人	2年
大垣市緑化審議会	緑の基本計画の策定、緑化に関する重要事項等について調査審議すること。	15人	5年
大垣市空家等審査会	空家等が周辺の生活環境に及ぼす悪影響の程度について審査し、及び空家等対策に関する重要事項について審議すること。	5人	5年
大垣市民病院経営強化プラン評価委員会	市民病院経営強化プランの策定並びに点検及び評価について調査審議すること。	10人	1年
大垣市民病院地域医療支援病院に関する委員会	市民病院が実施する地域における医療の確保のための支援について調査審議すること。	12人	1年
大垣市教育振興基本計画策定・評価委員会	教育振興基本計画の策定及び実施状況の評価等について審議すること。	60人	2年
大垣市教育支援委員会	特別な支援を要する児童生徒の就学先の決定について審議し、及び教育措置について調査審議すること。	20人	1年
大垣市小中学校医療的ケア検討委員会	医療的ケア児就学支援事業実施の可否及び医療的ケア児就学支援給付費支給の可否について審査すること。	10人	1年
大垣市教育委員会いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定に基づき、重大事態について調査すること。	5人	2年

大垣市社会教育委員の会	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項第2号の規定に基づき、社会教育について意見を述べること。	10人	2年
大垣市公民館運営審議会	社会教育法第29条第1項の規定に基づき、公民館における各種事業の企画実施について調査審議すること。	10人	2年
大垣市若森会館運営協議会	若森会館の円滑な運営について審議すること。	10人	2年
大垣市留守家庭児童教室運営委員会	留守家庭児童教室の運営について審議すること。	10人	2年
大垣市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。	12人	2年
大垣市少年スポーツ賞選考委員会	少年スポーツ賞の被表彰者の選定について審査すること。	8人	委嘱の日から諮問に係る審査の終了のときまで
大垣市中学校部活動地域展開検討委員会	中学校部活動の地域展開に関する方針について審議すること。	13人	2年
大垣市文化施設運営委員会	文化施設の運営に関する基本的事項について審議すること。	50人	2年
大垣市文化財審議会	文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項について調査審議すること。	7人	2年
大垣市美濃国分寺跡保存整備活用委員会	国指定史跡美濃国分寺跡の適切な保存整備及び活用について審議すること。	5人	2年

大垣祭の軸等修理委員会	大垣祭の軸等の修理方法等について審議すること。	12人	2年
大垣市図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること。	10人	2年
大垣市史編集審議会	市史編集に関する重要事項について調査審議すること。	7人	3年
大垣市学校給食センター運営委員会	学校給食センターの運営に関する重要事項について調査審議すること。	10人	2年
大垣市農業委員候補者選考委員会	農業委員候補者の選定について審議すること。	5人	3年

別表第2(第2条―第4条関係)

附属機関	主な担任事項	委員定数	任期
受託者等の選定に係る委員会	市が発注する業務等に係る受託者等の選定及びこれに伴う事務について審査し、及び審議すること。	委員会ごとに10人	委嘱又は任命の日から受託者等の選定又はこれに伴う事務の終了のときまで

議第26号

大垣市附属機関設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

大垣市附属機関設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市附属機関設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大垣市功労者表彰条例の一部改正)

第1条 大垣市功労者表彰条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条中「市長は」を「市長は、」に、「当っては別に定める審査委員会に諮問する」を「当たっては、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより設置する大垣市功労者表彰審査委員会に諮問するものとする」に改める。

(大垣市荣誉市民に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市荣誉市民に関する条例(昭和63年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別に定める審査委員会」を「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより設置する大垣市功労者表彰審査委員会」に改める。

(大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「ときは、」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより設置する」を加え、「(以下「認定委員会」という。)」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第18条第1項中「者は、」の次に「大垣市附属機関設置条例の定めるところにより設置する」を加える。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

(大垣市職員退職手当条例の一部改正)

第4条 大垣市職員退職手当条例(昭和28年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「として、」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「退職手当審査会」を「大垣市職員退職手当審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「退職手当審査会」を「審査会」に改め、同条第6項を削る。

(大垣市情報公開条例の一部改正)

第5条 大垣市情報公開条例(平成10年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「大垣市情報公開審査会」を「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより設置する大垣市情報公開審査会(以下「審査会」という。)」に改める。

第14条に次の1項を加える。

4 審査会は、第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

(大垣市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第6条 大垣市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条中「大垣市個人情報保護審査会設置条例(令和4年条例第23号)に規定する大垣市個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(個人情報保護審査会)

第6条 次に掲げる事務を行うため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより大垣市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 大垣市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第33号)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 次条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第7条の次に次の1条を加える。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、第6条第1号又は第2号の諮問があった場合において必要があると認めるときは、審査会に諮問をした市の機関に対し、保有個人情報の提示及び資料の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、第6条第3号の諮問があった場合において必要があると認めるときは、審査会に諮問をした市の機関に対し、意見又は資料の提出を求めることができる。

(大垣市まちづくり市民活動育成支援条例の一部改正)

第7条 大垣市まちづくり市民活動育成支援条例(平成15年条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第17条」を削り、「第18条・第19条」を「第17条・第18条」に改める。

第16条の見出しを「(まちづくり市民活動育成支援推進委員会)」に改め、同条中「ため、」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「(以下「委員会」という。)」を削る。

第17条を削る。

第7章中第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

(大垣市男女共同参画推進条例の一部改正)

第8条 大垣市男女共同参画推進条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第23条」を削り、「第24条」を「第20条」に改める。

第19条を次のように改める。

(男女共同参画推進審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより大垣市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の男女それぞれの委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

第20条から第23条までを削る。

第4章中第24条を第20条とする。

(大垣市環境基本条例の一部改正)

第9条 大垣市環境基本条例(平成19年条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第25条」を削り、「第26条」を「第25条」に改める。

第7条第3項中「次章」を「第24条」に改める。

第24条を次のように改める。

(環境審議会)

第24条 環境の保全及び創出に関する基本的事項について調査し、研究し、及び審議するため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより大垣市環境審議会を設置する。

第25条を削る。

第4章中第26条を第25条とする。

(大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第10条 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「ため、」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「(以下「審議会」という。)」を削り、同条第2項から第5項までを削る。

(大垣市安全安心まちづくり条例の一部改正)

第11条 大垣市安全安心まちづくり条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第20条」を削り、「第21条」を「第20条」に改める。

第8条中「おいて」を「ついては」に、「大垣市防災会議に関する条例(昭和57年条例第30号)」を「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定に基づき作成する地域防災計画」に、「大垣市交通安全対策会議規則(昭和46年規則第17号)」を「交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条第1項の規定に基づき作成する交通安全計画」に改め、「ものの」を削る。

第19条中「ため、」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「(以下「協議会」という。)」を削る。

第20条を削る。

第5章中第21条を第20条とする。

(大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第12条 大垣市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第62条の5」を削る。

第62条の2を次のように改める。

(市場取引委員会)

第62条の2 市場における売買取引に関し必要な事項について調査審議するため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところによ

り市場取引委員会を置く。

第62条の3から第62条の5までを削る。

(大垣市景観条例の一部改正)

第13条 大垣市景観条例(平成21年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「大垣市都市計画景観審議会設置条例(平成12年条例第4号)に基づく」を「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより設置する」に改める。

第38条の見出しを「(景観遺産審議会)」に改め、同条中「応じ」を「応じ、」に改め、「ため、」の次に「大垣市附属機関設置条例の定めるところにより」を加える。

第39条を次のように改める。

第39条 削除

(大垣市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

第14条 大垣市自転車等の放置の防止に関する条例(平成22年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「ため、」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「(以下「協議会」という。)」を削り、同条第2項から第6項までを削る。

(大垣市緑を育み生かす条例の一部改正)

第15条 大垣市緑を育み生かす条例(平成16年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(緑化審議会の設置)

第18条 緑化に関する重要事項を審議するため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより大垣市緑化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例の一部改正)

第16条 大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例(平成17年条例第66号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

(大垣市社会教育委員条例の一部改正)

第17条 大垣市社会教育委員条例(昭和24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

(大垣市公民館条例の一部改正)

第18条 大垣市公民館条例(昭和57年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公民館運営審議会(以下「審議会」という。)」を「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより大垣市公民館運営審議会」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

(大垣市若森会館の設置に関する条例の一部改正)

第19条 大垣市若森会館の設置に関する条例(昭和53年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」を削る。

第4条第1項中「図るため」の次に「、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「(以下「運営協議会」という。)」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

(大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正)

第20条 大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例(昭和53年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「ため、」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「(以下「運営委員会」という。)」を削り、同条第2項を削る。

(大垣市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第21条 大垣市歴史民俗資料館条例(昭和57年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(大垣市郷土館条例の一部改正)

第22条 大垣市郷土館条例(昭和60年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条の前の見出し並びに同条及び第13条を削り、第14条を第12条とする。

(大垣市輪中館条例の一部改正)

第23条 大垣市輪中館条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出し並びに同条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

(大垣市金生山化石館条例の一部改正)

第24条 大垣市金生山化石館条例(平成8年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出し並びに同条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

(大垣市上石津郷土資料館設置条例の一部改正)

第25条 大垣市上石津郷土資料館設置条例(平成17年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(墨俣一夜城(大垣市墨俣歴史資料館)設置条例の一部改正)

第26条 墨俣一夜城(大垣市墨俣歴史資料館)設置条例(平成17年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

(大垣市日本昭和音楽村条例の一部改正)

第27条 大垣市日本昭和音楽村条例(平成17年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第9条の2を第9条とする。

別表第1中「第5条」を「第4条」に改める。

別表第2中「第8条」を「第7条」に改める。

別表第3中「第9条の2」を「第9条」に改める。

(大垣市の文化財保護に関する条例の一部改正)

第28条 大垣市の文化財保護に関する条例(平成17年条例第144号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第30条」に、「第35条・第36条」を「第31条・第32条」に改める。

第28条中「として」の次に「、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加える。

第29条を削り、第30条を第29条とする。

第31条から第33条までを削り、第34条を第30条とする。

第7章中第35条を第31条とし、第36条を第32条とする。

(大垣市図書館条例の一部改正)

第29条 大垣市図書館条例(平成17年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「図書館に」の次に「大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより」を加え、「(以下「協議会」という。)」を削り、同条第2項から第5項までを削る。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第30条 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号から第66号までを次のように改める。

- (3) 選挙管理委員補充員
- (4) 監査委員
- (5) 公平委員会委員
- (6) 固定資産評価審査委員会委員
- (7) 農業委員会委員
- (8) 選挙長
- (9) 投票所の投票管理者
- (10) 期日前投票所の投票管理者
- (11) 開票管理者
- (12) 選挙立会人
- (13) 投票所の投票立会人
- (14) 期日前投票所の投票立会人
- (15) 開票立会人
- (16) 農地利用最適化推進委員
- (17) 行政不服審査会委員
- (18) 防災会議委員
- (19) 国民保護協議会委員
- (20) 民生委員推薦会委員
- (21) 障害支援区分認定審査会委員
- (22) 介護認定審査会委員
- (23) 国民健康保険運営協議会委員
- (24) 建築審査会委員
- (25) 功労者表彰審査委員会委員
- (26) 公務災害補償等認定委員会委員
- (27) 公務災害補償等審査会委員
- (28) 職員退職手当審査会委員
- (29) 特別職報酬等審議会委員
- (30) 総合計画審議会委員
- (31) 情報公開審査会委員
- (32) 個人情報保護審査会委員
- (33) 行政改革推進審議会委員
- (34) 指定管理予定候補者選定・評価委員会委員
- (35) 多文化共生推進会議委員
- (36) まちづくり市民活動育成支援推進委員会委員

- (37) 男女共同参画推進審議会委員
 - (38) 人権のまちづくり懇話会委員
 - (39) 地方改善促進審議会委員
 - (40) 環境審議会委員
 - (41) 廃棄物減量等推進審議会委員
 - (42) 防犯推進協議会委員
 - (43) 交通安全対策会議委員
 - (44) 地域福祉計画策定・評価委員会委員
 - (45) 障がい者の暮らしを支える協議会委員
 - (46) 地域包括支援センター運営協議会委員
 - (47) 老人ホーム入所判定委員会委員
 - (48) 介護保険運営協議会委員
 - (49) 介護サービス基盤整備検討委員会委員
 - (50) 地域密着型サービス運営委員会委員
 - (51) 保健推進協議会委員
 - (52) 予防接種健康被害調査委員会委員
 - (53) 子ども・子育て未来会議委員
 - (54) 児童館運営委員会委員
 - (55) 障害児通所支援事業支給検討委員会委員
 - (56) 保育所等医療的ケア実施検討会議委員
 - (57) 市場取引委員会委員
 - (58) 雇用戦略指針策定委員会委員
 - (59) 観光戦略指針策定委員会委員
 - (60) 大規模小売店舗の出店に伴う地域環境保全のための検討委員会委員
 - (61) 産業振興指針策定委員会委員
 - (62) 森林管理委員会委員
 - (63) 農業ビジョン策定・推進委員会委員
 - (64) 水防協議会委員
 - (65) 水道事業等審議会委員
 - (66) 都市計画景観審議会委員
- 第1条に次の27号を加える。
- (67) 景観遺産審議会委員
 - (68) 道の駅整備検討委員会委員
 - (69) 自転車等駐車対策協議会委員
 - (70) 緑化審議会委員

- (71) 空家等審査会委員
- (72) 市民病院経営強化プラン評価委員会委員
- (73) 市民病院地域医療支援病院に関する委員会委員
- (74) 教育振興基本計画策定・評価委員会委員
- (75) 教育支援委員会委員
- (76) 小中学校医療的ケア検討委員会委員
- (77) 教育委員会いじめ問題調査委員会委員
- (78) 社会教育委員
- (79) 公民館運営審議会委員
- (80) 若森会館運営協議会委員
- (81) 留守家庭児童教室運営委員会委員
- (82) スポーツ推進審議会委員
- (83) 少年スポーツ賞選考委員会委員
- (84) 中学校部活動地域展開検討委員会委員
- (85) 文化施設運営委員会委員
- (86) 文化財審議会委員
- (87) 美濃国分寺跡保存整備活用委員会委員
- (88) 大垣祭の軸等修理委員会委員
- (89) 図書館協議会委員
- (90) 市史編集審議会委員
- (91) 学校給食センター運営委員会委員
- (92) 農業委員候補者選考委員会委員
- (93) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条に定める専門委員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの。

第5条第1項中「第65号」を「第92号」に改め、同条第2項中「第1条第66号」を「第1条第93号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1条各号に掲げる者のうち、大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)第13条第1項各号に規定する職員に相当すると認めるものについては、通勤に要する費用を費用弁償として支給することができる。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

職名		区分	報酬額
教育委員会委員		月額	74,400円
選挙管理委員会	委員長	同	42,500

	委員	同	28,600
	補充員	1回	9,400
監査委員	識見を有する者	月額	189,800
	議会選出の者	同	25,000
公平委員会委員		同	9,000
固定資産評価審査委員会委員		日額	12,600
農業委員会委員		日額	8,600
	活動報酬	市長が年度ごとに予算の範囲内で定める額	
選挙長、開票管理者		1回	10,800
投票所の投票管理者		同	12,800
期日前投票所の投票管理者		同	11,300
選挙立会人、開票立会人		同	9,900
投票所の投票立会人		1日	14,800円以内
期日前投票所の投票立会人		同	13,200円以内
農地利用最適化推進委員		日額	8,600円
	活動報酬	市長が年度ごとに予算の範囲内で定める額	
行政不服審査会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 民生委員推薦会委員		日額	8,600
障害支援区分認定審査会委員	医師である者	同	21,000
介護認定審査会委員	その他	同	12,600
国民健康保険運営協議会委員 建築審査会委員 功労者表彰審査委員会委員 公務災害補償等認定委員会委員 公務災害補償等審査会委員 職員退職手当審査会委員 特別職報酬等審議会委員 総合計画審議会委員 情報公開審査会委員 個人情報保護審査会委員		同	8,600

行政改革推進審議会委員 指定管理予定候補者選定・評価委員会委員 多文化共生推進会議委員 まちづくり市民活動育成支援推進委員会委員 男女共同参画推進審議会委員 人権のまちづくり懇話会委員 地方改善促進審議会委員 環境審議会委員 廃棄物減量等推進審議会委員 防犯推進協議会委員 交通安全対策会議委員 地域福祉計画策定・評価委員会委員 障がい者の暮らしを支える協議会委員 地域包括支援センター運営協議会委員 老人ホーム入所判定委員会委員 介護保険運営協議会委員 介護サービス基盤整備検討委員会委員 地域密着型サービス運営委員会委員 保健推進協議会委員 予防接種健康被害調査委員会委員 子ども・子育て未来会議委員 児童館運営委員会委員 障害児通所支援事業支給検討委員会委員 保育所等医療的ケア実施検討会議委員 市場取引委員会委員 雇用戦略指針策定委員会委員 観光戦略指針策定委員会委員 大規模小売店舗の出店に伴う地域環境 保全のための検討委員会委員 産業振興指針策定委員会委員 森林管理委員会委員 農業ビジョン策定・推進委員会委員 水防協議会委員 水道事業等審議会委員		
---	--	--

都市計画景観審議会委員 景観遺産審議会委員 道の駅整備検討委員会委員 自転車等駐車対策協議会委員 緑化審議会委員 空家等審査会委員		
市民病院経営強化プラン評価委員会委員 市民病院地域医療支援病院に関する委員会委員	同	13,000
教育振興基本計画策定・評価委員会委員	同	8,600
教育支援委員会委員	同	10,000円以内
小中学校医療的ケア検討委員会委員	同	10,000円
教育委員会いじめ問題調査委員会委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 若森会館運営協議会委員 留守家庭児童教室運営委員会委員 スポーツ推進審議会委員 少年スポーツ賞選考委員会委員 中学校部活動地域展開検討委員会委員 文化施設運営委員会委員 文化財審議会委員 美濃国分寺跡保存整備活用委員会委員 大垣祭の軸等修理委員会委員 図書館協議会委員 市史編集審議会委員 学校給食センター運営委員会委員 農業委員候補者選考委員会委員	同	8,600
地方自治法第174条に定める専門委員 並びに地方公務員法第3条第3項第2号 及び第3号に該当する職にある者のうち、 前各項に該当しないもの	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める区分	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額

(大垣市特別職報酬等審議会設置条例等の廃止)

第31条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大垣市特別職報酬等審議会設置条例(昭和40年条例第3号)
- (2) 大垣市総合計画審議会設置条例(昭和44年条例第15号)
- (3) 大垣市個人情報保護審査会設置条例(令和4年条例第23号)
- (4) 大垣市行政改革推進審議会設置条例(平成6年条例第1号)
- (5) 大垣市食育推進会議設置条例(平成19年条例第2号)
- (6) 大垣市水防協議会条例(平成17年条例第61号)
- (7) 大垣市公営企業等審議会設置条例(昭和44年条例第17号)
- (8) 大垣市都市計画景観審議会設置条例(平成12年条例第4号)
- (9) 大垣市空家等審査会設置条例(平成27年条例第22号)
- (10) 大垣市スポーツ推進審議会設置条例(平成8年条例第24号)
- (11) 大垣市史編集審議会設置条例(昭和40年条例第4号)
- (12) 大垣市学校給食センター運営委員会設置条例(昭和41年条例第13号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第30条の規定による改正後の大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(以下「報酬等条例」という。)第5条及び別表の規定は、施行日以後の職務に係る報酬及び費用弁償について適用し、施行日前の職務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和7年7月31日までの間における報酬等条例第1条第51号及び別表の規定の適用については、これらの規定中「保健推進協議会委員」とあるのは、「保健推進協議会委員・食育推進会議委員」とする。
(大垣市牧田財産区個人情報保護法施行条例等の一部改正)
- 4 次に掲げる条例の規定中「第6条」の次に「から第8条まで」を加える。
 - (1) 大垣市牧田財産区個人情報保護法施行条例(令和5年条例第23号)第3条ただし書
 - (2) 大垣市一之瀬財産区個人情報保護法施行条例(令和5年条例第24号)第3条ただし書
 - (3) 大垣市時財産区個人情報保護法施行条例(令和5年条例第25号)第3条ただし書

議第27号

大垣市こども未来条例の制定について

大垣市こども未来条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市こども未来条例

大垣市子育て支援条例(平成22年条例第1号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割(第5条—第10条)

第3章 こどもまんなかの基本的取組(第11条—第16条)

第4章 推進体制等(第17条—第19条)

第5章 雑則(第20条)

附則

全ての子どもは、未来を創るかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長は、私たち市民全ての願いです。

私たちが目指す大垣市の姿は、全ての家庭が安心して子育てができ、社会全体で子どもの育ちと子育てを支え、共に未来に育ち合う共育^{あした}てのまちであるとともに、子どもの権利が保障され、子ども一人一人が夢と希望を持ち、自分らしく成長できる社会です。

これらを実現するためには、市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者などが、それぞれの役割を認識し、連携・協働していく必要があります。

ここに、私たちは、こどもまんなかのまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安心して子育てができ、共に育つ共育^{あした}てのまちを実現するとともに、全ての子どもが権利の主体として、夢や希望を持ち、健やかに成長するまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他心身の発達の過程にあり、これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
 - (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
 - (3) 地域住民等 市民(市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいい、子どもを除く。)及び市内で活動を行う非営利の団体等をいう。
 - (4) 園・学校等関係者 認定こども園、保育園、幼稚園、学校、児童養護施設その他子どもの学び及び育ちを支えることを目的とする施設の職員及び関係者をいう。
 - (5) 事業者 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (基本理念)

第3条 子どもに係る取組は、安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに成長していくために、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
 - (2) 子育てに楽しみを感じることができるよう、全ての者が連携し、及び協働して、子育てを支援すること。
 - (3) 子どもが地域の一員として、地域活動等に参加できる環境をつくること。
- (子どもの権利)

第4条 子どもは、権利の主体として認められるとともに、次に掲げる権利を含め、健やかな成長のための全ての権利が保障される。

- (1) あらゆる差別を受けない権利
- (2) 子どもにとって最も良いことが優先される権利
- (3) 健やかで幸せに育ち、生きる権利
- (4) 自分の意見を表明する権利
- (5) 愛情をもって育てられる権利
- (6) 適切な情報を得る権利
- (7) あらゆる暴力及び虐待から守られる権利
- (8) 教育を受ける権利
- (9) 休息し、遊び、及び興味のある活動に参加する権利
- (10) 虐待などの被害に遭った場合又は罪を犯した場合に社会に戻るための支援を受ける権利

2 市は、子どもの権利について、より具体的な解説や資料作成などにより、子どもの理解促進に努めるものとする。

第2章 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者(以下「市等」という。)は、互いに連携及び協働を図り、子どもの権利を保障するとともに、こどもまんなかのまちづくりに努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

- 2 市は、子どもに係る施策の立案及び推進に当たっては、市民及び子どもの意向を把握するとともに、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者との連携及び協働により、取り組むよう努めるものとする。
- 3 市は、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるようにするため、必要に応じ支援するとともに、関係機関の連携を図るための調整に努めるものとする。
- 4 市は、子どもからの相談及び子どもに関する相談に対し、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、児童の権利に関する条約に定める権利及び子どもに係る施策の内容について、子どもを含め誰もが広く理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達について、大切な役割と責任があることを認識し、必要に応じ、周囲からの協力を得つつ、子どもが心身ともに安らかに過ごし、健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの人格を認め、自分を大切にする気持ちを育み、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう子どもの養育に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民等は、次代を担う子どもの育ち並びに子育てに対する支援の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに、子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 地域住民等は、地域において、子どもが多様な世代と交流する機会の創出に努めるものとする。
- 3 地域住民等は、地域における交流、見守り活動等を通じ、子どもが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

(園・学校等関係者の役割)

第9条 園・学校等関係者は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支えるとともに、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努めるものとする。

2 園・学校等関係者は、集団生活を通じ、子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

3 園・学校等関係者は、子どもが安心して過ごすことができる環境を提供するとともに、子どもの課題等に早期に気づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、雇用する労働者が安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、労働者の仕事と生活の調和に必要な環境づくりを行うよう努めるものとする。

第3章 こどもまんなかの基本的取組

(子どもの意見表明及び社会参加)

第11条 市等は、子どもの意見表明の場を設け、子どもに係る施策及びまちづくりに生かすよう努めるものとする。

2 市等は、子どもに係る施策及びまちづくりに対して意見や提案ができるよう、子どもの視点に立った情報の提供や学ぶ機会の創出に努めるものとする。

3 市等は、子どもが地域及び社会における活動に参画する機会の創出に努めるものとする。

(子どもの育ちの支援)

第12条 市等は、子どもが社会との関わりの中で、他者と共生し、お互いを尊重し、自立していくために必要な機会づくり及び支援に努めるものとする。

2 市等は、子どもが多様な経験及び体験をする機会を設け、子どもの生きる力を育むよう努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第13条 市等は、子どもにとって、家庭をはじめ、園、学校等が居場所になっていることを踏まえ、家庭への支援、園、学校等の環境整備に努めるものとする。

2 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、子どもが、家庭、園、学校等とは異なる人間関係及び環境の中で、穏やかに過ごし、及び安心して

遊び、体験等の活動を行うなど、主体的に過ごすことができる多様な居場所づくりに努めるものとする。

- 3 前項に規定する居場所は、子どもだけでなく、居場所を運営する者その他の関係者を含め、地域住民等の居場所となり得るように努めるものとする。

(子どもの状況に応じた支援)

第14条 市等は、子どもが子どもらしく成長し、暮らすことができるよう、子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰その他の精神的及び身体的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるものとする。

- 2 市等は、個別の支援が必要と認める子どもに対し、その状況に応じ、関係機関と連携し、適切な支援に努めるものとする。

(安全、安心な環境の整備)

第15条 市等は、子どもを犯罪、事故、災害による被害その他有害又は危険な環境から守るとともに、子どもが安全で安心して育ち、暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

(共育での環境づくり)

第16条 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行うとともに、地域ぐるみで、共育での環境づくりに努めるものとする。

第4章 推進体制等

(計画の策定)

第17条 市は、子どもに係る施策を推進するため、総合的な計画を策定するとともに、施策の評価を行うものとする。

(子ども・子育て未来会議)

第18条 市の子ども・子育て支援に係る計画及び施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに施策の実施状況について調査審議するため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより、大垣市子ども・子育て未来会議を設置する。

(水都っ子月間)

第19条 それぞれの役割及び協働の必要性の認識を深め、共育での気運を醸成するため、5月及び11月を水都っ子月間とする。

- 2 市は、前項に規定する期間のほか、特に必要があると認めるときは、こどもまんなかの取組を推進する期間を別に設けることができる。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第28号

大垣市児童館設置条例の制定について

大垣市児童館設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市児童館設置条例

大垣市墨俣児童館設置条例(平成17年条例第43号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設として、児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大垣市児童館	大垣市外花6丁目45番地
大垣市墨俣児童館	大垣市墨俣町上宿483番地1

(使用者の範囲)

第3条 児童館を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童及びその保護者
- (2) 児童の健全な育成に資する活動を行う個人、団体等
- (3) その他市長が特に認めた者

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 児童の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 児童館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 児童館の管理上支障があるとき。

(貸館)

第5条 市長は、別表に掲げる児童館の施設を、同表に掲げる時間において貸館の用に供することができる。

(貸館の使用許可)

第6条 前条に規定する貸館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に児童館の管理上必要な条件を付することができる。

(貸館の使用不許可)

第7条 市長は、第4条各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(貸館の使用権譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「貸館使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に児童館の施設を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸館の使用許可取消し等)

第9条 市長は、貸館使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 児童館の管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。

(3) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定の適用によって貸館使用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第10条 児童館の使用料は、第5条に規定する貸館を使用する場合を除き、無料とする。

2 貸館使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

3 前項の使用料は、あらかじめ納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

5 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(原状回復義務)

第11条 児童館を使用する者(貸館使用者を含む。以下「児童館使用者」という。)は、児童館及びその設備(以下「施設等」という。)の使用が終わったとき又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該

施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 児童館使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、児童館使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第12条 児童館使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(運営委員会)

第13条 児童館の円滑な運営を図るため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)の定めるところにより、大垣市児童館運営委員会を設置する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(貸館の特例)

- 2 当分の間、第5条の規定により貸館の用に供することができる施設及び時間並びに第10条第2項に規定する使用料は、附則別表のとおりとする。

(経過措置)

- 3 施行日前に、次項の規定による改正前の大垣市子育て総合支援センター条例(平成22年条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(大垣市児童館に係るものに限る。)であって、施行日以後に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(大垣市子育て総合支援センター条例の一部改正)

- 4 大垣市子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大垣市キッズピアおおがき子育て支援センター条例

第1条中「大垣市子育て総合支援センター」を「大垣市キッズピアおおがき子育て支援センター」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大垣市キッズピアおおがき子育て支援センター

位置 大垣市宮町1丁目1番地

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条から第10条までを削り、第11条を第5条とし、第12条を第6条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附則別表(附則第2項関係)

施設名	使用時間 室名	午前9時から午後1時まで		午後5時から午後9時まで	
	室名				
大垣市 児童館	遊戯室	1,570円		2,090円	
	会議室(全室)	830円		1,250円	
	会議室(分割)	410円		620円	
	集会室(和室)	520円		830円	
	使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	調理実習室 (会議等の開催)	520円	520円	830円	1,570円
	調理実習室 (調理設備の使用)	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

備考 使用者が冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、市長が定める額を加算する。

別表(第5条、第10条関係)

施設名	使用時間 室名	午前9時から午後1時まで		午後6時から午後9時まで	
	室名				
大垣市 児童館	遊戯室	1,570円		1,690円	
	会議室(全室)	830円		1,040円	
	会議室(分割)	410円		510円	
	集会室(和室)	520円		700円	
	使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	調理実習室 (会議等の開催)	520円	650円	700円	1,570円
	調理実習室 (調理設備の使用)	1,040円	1,170円	1,220円	3,140円

備考 使用者が冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、市長が定める額を加算する。

議第29号

大垣市部設置条例の一部改正について

大垣市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市部設置条例の一部を改正する条例

大垣市部設置条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 危機管理部

第2条第4号中イ及びウを削り、エをイとし、オをウとし、同条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 危機管理部

ア 防災に関すること。

イ 交通安全に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第30号

大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第31号

大垣市職員定数条例の一部改正について

大垣市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員定数条例の一部を改正する条例

大垣市職員定数条例(昭和24年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「1,039人」を「1,129人」に改め、同条第5号中「4人」を「5人」に改め、同条第6号イ中「225人」を「135人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第32号

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。
(大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、市の規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第33号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「超える職員」の次に「、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの」を加える。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」、「(以下「行(1)8級職員等」という。))」及び「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第23条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。))」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第26条第2項中「、第11条、第12条及び第12条の3」を「及び第11条」に改め、

同条第3項中「、第12条」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	205,900	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	208,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	211,200	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	213,800	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	216,500	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	218,200	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	219,900	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	221,600	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	223,100	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	224,900	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	226,700	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	228,400	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	230,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	231,500	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	233,000	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	234,500	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	236,000	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	237,500	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	239,000	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	240,500	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	242,000	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	243,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	244,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	246,200	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	247,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	248,600	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	249,800	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	251,000	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	252,100	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	253,200	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	254,300	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	255,400	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	256,400	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	257,400	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	258,400	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	259,400	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	260,400	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	261,300	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	262,200	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	263,100	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	263,900	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	264,700	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	265,500	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	266,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

45	241,400	267,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	267,800	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300	
47	242,600	268,600	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600	
48	243,200	269,300	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900	
49	243,800	270,000	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200	
50	244,400	270,800	322,700	368,300	384,900	409,800	452,600	
51	245,000	271,600	323,900	369,000	385,500	410,100	452,900	
52	245,500	272,300	325,100	369,600	386,200	410,400	453,200	
53	246,000	273,000	326,400	370,000	386,600	410,600	453,500	
54	246,400	273,800	327,500	370,600	387,200	410,900	453,900	
55	246,700	274,600	328,600	371,300	387,800	411,200	454,200	
56	247,000	275,300	329,700	372,000	388,300	411,500	454,500	
57	247,300	276,000	330,400	372,300	388,700	411,700	454,800	
58	247,600	276,700	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	277,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	278,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	278,800	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	279,500	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	280,200	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	280,900	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	281,500	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	282,200	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	282,800	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	283,500	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	284,100	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	284,800	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	285,400	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	286,100	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	286,700	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	287,400	341,100	381,600	395,500	416,000		
75	252,700	288,000	341,500	382,100	395,800	416,300		
76	253,000	288,500	341,900	382,400	396,000	416,500		
77	253,300	289,000	342,300	382,800	396,200	416,700		
78	253,600	289,600	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	290,100	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	290,700	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	291,200	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	291,700	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	292,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	292,900	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	293,400	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	293,900	346,000		398,500			
87	256,300	294,300	346,400		398,800			
88	256,600	294,600	346,800		399,000			
89	256,900	294,800	347,000		399,200			
90	257,200	295,100	347,400		399,500			
91	257,500	295,300	347,800		399,800			
92	257,800	295,600	348,200		400,000			
93	258,100	295,800	348,400		400,200			
94		296,000	348,800					

	95		296,300	349,200					
	96		296,500	349,500					
	97		296,800	349,800					
	98		297,100	350,200					
	99		297,400	350,600					
	100		297,700	351,000					
	101		298,000	351,500					
	102		298,300	351,900					
	103		298,600	352,300					
	104		299,000	352,700					
	105		299,200	353,200					
	106		299,400	353,600					
	107		299,700	353,900					
	108		300,100	354,200					
	109		300,300	354,700					
	110		300,600						
	111		301,000						
	112		301,400						
	113		301,600						
	114		301,900						
	115		302,200						
	116		302,500						
	117		302,700						
	118		303,000						
	119		303,300						
	120		303,600						
	121		303,800						
	122		304,200						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	207,500	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	209,000	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	210,500	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	212,000	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	213,500	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	215,400	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	217,300	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	219,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	221,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	222,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	224,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	226,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	227,700	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	228,500	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	229,300	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	230,100	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	230,800	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	231,600	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	232,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	233,200	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	234,000	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	234,700	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	235,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	236,100	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	236,800	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	237,400	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	238,000	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	238,600	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	239,200	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	239,800	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	240,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	240,900	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	241,400	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	241,900	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	242,400	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	242,900	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	243,400	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	243,900	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	244,300	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	244,800	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	245,400	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	245,900	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	246,400	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	246,800	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	247,200	279,000	303,100	353,000

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	46	235, 400	247, 700	279, 500	303, 700	353, 800
	47	235, 800	248, 200	280, 000	304, 300	354, 600
	48	236, 200	248, 600	280, 400	304, 900	355, 300
	49	236, 600	249, 000	280, 800	305, 500	356, 000
	50	236, 900	249, 500	281, 300	306, 200	356, 800
	51	237, 200	250, 000	281, 700	306, 900	357, 600
	52	237, 500	250, 400	282, 200	307, 600	358, 200
	53	237, 800	250, 800	282, 600	308, 200	358, 900
	54	238, 100	251, 300	283, 100	308, 900	359, 500
	55	238, 400	251, 800	283, 600	309, 600	360, 200
	56	238, 700	252, 200	284, 100	310, 200	360, 900
	57	238, 900	252, 600	284, 600	310, 800	361, 500
	58	239, 200	253, 000	285, 200	311, 500	362, 000
	59	239, 500	253, 400	285, 800	312, 200	362, 500
	60	239, 700	253, 800	286, 400	312, 800	363, 000
	61	239, 900	254, 200	287, 000	313, 300	363, 400
	62	240, 200	254, 600	287, 600	313, 800	363, 900
	63	240, 500	255, 000	288, 200	314, 400	364, 400
	64	240, 700	255, 400	288, 800	315, 000	364, 900
	65	240, 900	255, 800	289, 300	315, 600	365, 300
	66	241, 200	256, 200	289, 800	316, 000	365, 800
	67	241, 500	256, 600	290, 300	316, 500	366, 300
	68	241, 700	257, 000	290, 800	317, 000	366, 800
	69	241, 900	257, 300	291, 300	317, 300	367, 200
	70	242, 200	257, 700	291, 800	317, 800	367, 700
	71	242, 500	258, 100	292, 200	318, 300	368, 200
	72	242, 700	258, 400	292, 600	318, 700	368, 700
	73	242, 900	258, 700	293, 000	318, 900	369, 100
	74	243, 200	259, 100	293, 400	319, 200	369, 600
	75	243, 500	259, 500	293, 800	319, 400	370, 100
	76	243, 700	259, 800	294, 200	319, 700	370, 600
	77	243, 900	260, 100	294, 600	320, 000	371, 000
	78	244, 200	260, 400	295, 000	320, 300	
	79	244, 500	260, 700	295, 400	320, 600	
	80	244, 700	260, 900	295, 900	320, 800	
	81	244, 900	261, 100	296, 200	321, 000	
	82	245, 200	261, 400	296, 700	321, 300	
	83	245, 400	261, 700	297, 200	321, 600	
	84	245, 700	261, 900	297, 700	321, 800	
	85	245, 900	262, 100	298, 000	322, 000	
	86	246, 100	262, 400	298, 500	322, 300	
	87	246, 400	262, 700	299, 000	322, 600	
	88	246, 700	262, 900	299, 300	322, 900	
	89	246, 900	263, 100	299, 700	323, 100	
	90	247, 200	263, 400	300, 200	323, 400	
	91	247, 500	263, 700	300, 700	323, 700	
	92	247, 700	263, 900	301, 200	323, 900	
	93	247, 900	264, 100	301, 500	324, 100	
	94	248, 200	264, 400	301, 900	324, 400	
	95	248, 500	264, 700	302, 400	324, 700	

	96	248,700	264,900	302,900	324,900	
	97	248,900	265,100	303,300	325,100	
	98	249,200	265,300	303,700		
	99	249,500	265,600	304,000		
	100	249,700	265,900	304,300		
	101	249,900	266,100	304,600		
	102	250,200	266,300	305,000		
	103	250,500	266,600	305,300		
	104	250,700	266,800	305,700		
	105	250,900	267,100	306,000		
	106		267,400	306,400		
	107		267,700	306,800		
	108		267,900	307,100		
	109		268,100	307,300		
	110		268,400	307,600		
	111		268,600	307,900		
	112		268,900	308,100		
	113		269,100	308,300		
	114		269,300	308,600		
	115		269,600	308,900		
	116		269,900	309,100		
	117		270,100	309,300		
	118		270,300	309,600		
	119		270,600	309,900		
	120		270,800	310,100		
	121		271,100	310,300		
	122		271,400	310,600		
	123		271,700	310,900		
	124		271,900	311,100		
	125		272,100	311,300		
	126		272,400	311,600		
	127		272,600	311,900		
	128		272,800	312,100		
	129		273,100	312,300		
	130		273,400			
	131		273,700			
	132		273,900			
	133		274,100			
	134		274,300			
	135		274,600			
	136		274,900			
	137		275,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、技能・労務職員で規則で定める職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		

	50	399, 900	474, 200	528, 700		
	51	400, 400	474, 900	529, 400		
	52	400, 900	475, 500	530, 300		
	53	401, 400	476, 200	531, 200		
	54	401, 800	476, 900	532, 000		
	55	402, 200	477, 500	532, 900		
	56	402, 600	478, 100	533, 800		
	57	403, 000	478, 400	534, 600		
	58	403, 400	479, 000	535, 500		
	59	403, 800	479, 700	536, 400		
	60	404, 200	480, 400	537, 100		
	61	404, 600	480, 800	537, 900		
	62	405, 000	481, 400	538, 800		
	63	405, 400	482, 100	539, 700		
	64	405, 800	482, 800	540, 600		
	65	406, 100	483, 200	541, 400		
	66		483, 800	542, 300		
	67		484, 400	543, 200		
	68		484, 900	544, 100		
	69		485, 400	544, 900		
	70		485, 900	545, 800		
	71		486, 400	546, 700		
	72		486, 900	547, 600		
	73		487, 300	548, 400		
	74		487, 800			
	75		488, 200			
	76		488, 700			
	77		489, 200			
	78		489, 800			
	79		490, 400			
	80		490, 800			
	81		491, 300			
	82		491, 900			
	83		492, 500			
	84		493, 000			
	85		493, 500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301, 700	円 344, 400	円 399, 500	円 473, 300	円 573, 800

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700		
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000		
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300		
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500		
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800		
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100		
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	411, 900		
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	412, 200		
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	412, 500		
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	412, 700		
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	413, 000		
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	413, 300		
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	413, 600		
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	413, 800		
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	414, 100		
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	414, 400		
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	414, 600		
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	414, 900		
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100			
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600			
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900			
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400			
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800			
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200			
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900				
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200				
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800				
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200				
86		294, 100	331, 700	352, 500				
87		294, 300	332, 000	352, 800				
88		294, 500	332, 300	353, 100				
89		294, 900	332, 600	353, 500				
90		295, 100	332, 800	353, 800				
91		295, 300	333, 200	354, 100				
92		295, 500	333, 500	354, 400				
93		295, 900	333, 700	354, 700				
94		296, 100	334, 000	355, 100				
95		296, 300	334, 300	355, 500				

	96		296, 600	334, 600	355, 900				
	97		296, 900	334, 800	356, 400				
	98		297, 100	335, 100	356, 800				
	99		297, 300	335, 400	357, 200				
	100		297, 600	335, 600	357, 600				
	101		297, 900	335, 800	358, 100				
	102		298, 100	336, 000					
	103		298, 300	336, 400					
	104		298, 600	336, 600					
	105		298, 900	336, 800					
	106			337, 200					
	107			337, 600					
	108			338, 000					
	109			338, 200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400	371, 000	433, 400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
	47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600			
	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200			
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700			
	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000			
	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500			
	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900			
	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200			
	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800			
	94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300			
	95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800			

96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300			
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900			
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400			
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900			
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300			
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900			
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400			
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600	381, 500			
111	297, 800	328, 800	363, 100	382, 000			
112	298, 100	329, 100	363, 500	382, 500			
113	298, 400	329, 400	363, 900	383, 100			
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900	368, 000				
123	301, 300	332, 200	368, 500				
124	301, 600	332, 500	369, 000				
125	301, 800	332, 700	369, 400				
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					

	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定める職員に適用する。

(大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「から第12条まで、第12条の3、」を「、第11条、第12条の3及び」に改め、「及び第25条」を削り、同条第2項中「第2条第1項」を削り、「及び第24条第2項」を「、第24条第2項及び第25条第2項第1号」に改め、「第2条中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「100分の172.5」を「100分の95」と、第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付企業職員業績手当」を削る。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条の2中「含む」の次に「。次項において「管理職員」という」を、「休日等」の次に「(同項において「週休日等」という。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第13条の2を削る。

第16条の5中「、第8条から第10条まで及び第13条」を「及び第8条から第10条まで」に改める。

第16条の6中「、第5条の3」を削る。

(大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第16条第3項中「、第11条、第12条及び第12条の3」を「及び第11条」に改める。

附則第18条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第19条中「、第5条の3」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において大垣市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「にあつては、3,500円」とあるのは「(以下「行(1)8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円(行(1)8級職員等にあつては、支給しない)」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(委任)

- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表(附則第2項関係)

別表第1ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5

45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	6
47	43	39	39	35	31	6
48	44	40	40	36	32	6
49	45	41	41	37	33	6
50	46	42	42	38	34	6
51	47	43	43	39	35	6
52	48	44	44	40	36	6
53	49	45	45	41	37	6
54	50	46	46	42	38	6
55	51	47	47	43	39	6
56	52	48	48	44	40	6
57	53	49	49	45	41	6
58	54	50	50	46	42	6
59	55	51	51	47	43	6
60	56	52	52	48	44	6
61	57	53	53	49	45	6
62	58	54	54	50	46	6
63	59	55	55	51	47	6
64	60	56	56	52	48	6
65	61	57	57	53	49	6
66	62	58	58	54	50	
67	63	59	59	55	51	
68	64	60	60	56	52	
69	65	61	61	57	53	
70	66	62	62	58	54	
71	67	63	63	59	55	
72	68	64	64	60	56	
73	69	65	65	61	57	
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			

93	89	85	85			
94	90		86			
95	91		87			
96	92		88			
97	93		89			
98	94		90			
99	95		91			
100	96		92			
101	97		93			
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

別表第1イ 行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	2	10	1	2
19	3	11	1	3
20	4	12	1	4
21	5	13	1	5
22	6	14	1	6
23	7	15	1	7
24	8	16	1	8
25	9	17	1	9
26	10	18	1	10
27	11	19	1	11
28	12	20	1	12
29	13	21	1	13
30	14	22	1	14
31	15	23	1	15
32	16	24	1	16
33	17	25	1	17
34	18	26	2	18
35	19	27	3	19
36	20	28	4	20
37	21	29	5	21
38	22	30	6	22
39	23	31	7	23
40	24	32	8	24
41	25	33	9	25
42	26	34	10	26
43	27	35	11	27
44	28	36	12	28
45	29	37	13	29
46	30	38	14	30
47	31	39	15	31

48	32	40	16	32
49	33	41	17	33
50	34	42	18	34
51	35	43	19	35
52	36	44	20	36
53	37	45	21	37
54	38	46	22	38
55	39	47	23	39
56	40	48	24	40
57	41	49	25	41
58	42	50	26	42
59	43	51	27	43
60	44	52	28	44
61	45	53	29	45
62	46	54	30	46
63	47	55	31	47
64	48	56	32	48
65	49	57	33	49
66	50	58	34	50
67	51	59	35	51
68	52	60	36	52
69	53	61	37	53
70	54	62	38	54
71	55	63	39	55
72	56	64	40	56
73	57	65	41	57
74	58	66	42	58
75	59	67	43	59
76	60	68	44	60
77	61	69	45	61
78	62	70	46	62
79	63	71	47	63
80	64	72	48	64
81	65	73	49	65
82	66	74	50	66
83	67	75	51	67
84	68	76	52	68
85	69	77	53	69
86	70	78	54	70
87	71	79	55	71
88	72	80	56	72
89	73	81	57	73
90	74	82	58	74
91	75	83	59	75
92	76	84	60	76
93	77	85	61	77
94	78	86	62	
95	79	87	63	
96	80	88	64	
97	81	89	65	

98	82	90	66	
99	83	91	67	
100	84	92	68	
101	85	93	69	
102	86	94		
103	87	95		
104	88	96		
105	89	97		
106	90	98		
107	91	99		
108	92	100		
109	93	101		
110	94	102		
111	95	103		
112	96	104		
113	97	105		
114	98	106		
115	99	107		
116	100	108		
117	101	109		
118	102	110		
119	103	111		
120	104	112		
121	105	113		
122		114		
123		115		
124		116		
125		117		
126		118		
127		119		
128		120		
129		121		
130		122		
131		123		
132		124		
133		125		

別表第2ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	

48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50	8	
67	55	51	8	
68	56	52	9	
69	57	53	9	
70	58	54	9	
71	59	55	10	
72	60	56	10	
73	61	57	10	
74	62	58	10	
75	63	59	10	
76	64	60	10	
77	65	61	10	
78	66	62	10	
79	67	63	10	
80	68	64	10	
81	69	65	10	
82	70	66	10	
83	71	67	10	
84	72	68	10	
85	73	69	10	
86	74	70	10	
87	75	71	10	
88	76	72	10	
89	77	73	10	
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

別表第2イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	

46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58	54		
67	63	63	59	55		
68	64	64	60	56		
69	65	65	61	57		
70	66	66	62	58		
71	67	67	63	59		
72	68	68	64	60		
73	69	69	65	61		
74	70	70	66	62		
75	71	71	67	63		
76	72	72	68	64		
77	73	73	69	65		
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				

94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

別表第2ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29

46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		

94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110	110			
115	111	111			
116	112	112			
117	113	113			
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				
126	122				
127	123				
128	124				
129	125				

議第34号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表7の部1の項を次のように改める。

1 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築等の確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築等の計画の通知に対する審査	建築確認申請等手数料	1件につき	アからウまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額。ただし、申請等に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機が含まれる場合は、当該昇降機1基につき、次項の建築設備確認申請等手数料を加算する。 ア 1戸建ての住宅(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合で、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに規定する基準への適合に関する審査を行う場合)床面積の合計が30平方メートル以下のときは2万1,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは3万8,000円、100平方メートルを超え200平方メートル未満のときは7万円、200平方メートルのときは7万
---	------------	-------	--

2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは10万4,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは13万1,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは18万3,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは25万4,000円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のときは36万2,000円、5万平方メートルを超えるとときは62万9,000円

イ 共同住宅等(アに規定する特定建築行為である場合で、かつ、アに規定する審査を行う場合) 床面積の合計が30平方メートル以下のときは3万4,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは5万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは8万3,000円、200平方メートルを超え300平方メートル未満のときは11万5,000円、300平方メートル以上500平方メートル以下のときは13万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは15万7,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル未満のときは20万9,000円、2,000平方メートルのときは23万3,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル未満のときは30万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル以下のときは32万4,000円、1万平方メートルを超え5万平方メートル

			ル以下のときは43万2,000円、5万平方メートルを超えるときは69万9,000円 ウ ア及びイに規定する建築物以外の建築物 床面積の合計が30平方メートル以下のときは7,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは2万4,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは5万6,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは11万5,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは16万7,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは23万8,000円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のときは34万6,000円、5万平方メートルを超えるときは61万3,000円
--	--	--	---

別表7の部2の項中「第87条の4第1項」を「第87条の4」に、「9,000円」を「2万4,000円」に、「4,000円」を「1万円」に、「5,000円」を「1万円」に、「3,000円」を「7,000円」に改め、同部3の項中「8,000円」を「1万8,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同部4の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「1万円」を「1万9,000円」に、「1万2,000円」を「2万4,000円」に、「1万6,000円」を「4万円」に、「2万2,000円」を「5万7,000円」に、「3万6,000円」を「7万4,000円」に、「5万円」を「10万4,000円」に、「12万円」を「18万3,000円」に、「19万円」を「26万円」に、「38万円」を「48万1,000円」に改め、同部5の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「9,000円」を「1万8,000円」に、「1万1,000円」を「2万3,000円」に、「1万5,000円」を「3万7,000円」に、「2万円」を「5万3,000円」に、「3万3,000円」を「6万9,000円」に、「4万5,000円」を「9万1,000円」に、「10万円」を「15万1,000円」に、「16万円」を「21万4,000円」に、「33万円」を「41万6,000円」に改め、同部6の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「9,000円」を「1万8,000円」に、「1万1,000円」を「2万3,000円」に、「1万5,000円」を「3万8,000円」に、「2万1,000円」を「5万6,000円」に改め、

円」に、「3万5,000円」を「7万1,000円」に、「4万7,000円」を「10万2,000円」に、「11万円」を「17万2,000円」に、「18万円」を「24万8,000円」に、「37万円」を「46万9,000円」に改め、同部7の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「1万3,000円」を「4万8,000円」に、「8,000円」を「2万6,000円」に改め、同部8の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「9,000円」を「3万3,000円」に改め、同部9の項中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改め、同表10の部1の項イ中「4万8,000円」を「4万9,000円」に、「8万5,000円」を「8万7,000円」に、「13万5,000円」を「13万8,000円」に、「17万円」を「17万4,000円」に、「18万1,000円」を「18万6,000円」に改め、同項ウ及びエ中「8万5,000円」を「8万7,000円」に、「13万5,000円」を「13万8,000円」に、「17万円」を「17万4,000円」に、「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同部2の項キ中「カ」を「ク」に、「24万2,000円」を「24万7,000円」に、「30万3,000円」を「30万9,000円」に、「39万1,000円」を「39万9,000円」に、「55万8,000円」を「56万9,000円」に、「68万7,000円」を「70万1,000円」に、「81万2,000円」を「82万9,000円」に、「92万6,000円」を「94万6,000円」に改め、同項中キをケとし、同項カ中「市長が定めた簡易な計算方法による」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する」に、「9万2,000円」を「9万4,000円」に、「11万7,000円」を「12万円」に、「15万4,000円」を「15万8,000円」に、「24万8,000円」を「25万6,000円」に、「32万4,000円」を「33万4,000円」に、「39万円」を「40万2,000円」に、「45万7,000円」を「47万1,000円」に改め、同項中カをクとし、同項オ中「11万6,000円」を「11万8,000円」に、「14万6,000円」を「14万9,000円」に、「19万1,000円」を「19万5,000円」に、「29万8,000円」を「30万4,000円」に、「38万2,000円」を「39万円」に、「45万6,000円」を「46万6,000円」に、「53万2,000円」を「54万3,000円」に改め、同項中オをキとし、同項エ中「ウ」を「エ及びオ」に、「3万6,000円」を「3万7,000円」に、「7万3,000円」を「7万5,000円」に、「10万3,000円」を「10万5,000円」に、「14万5,000円」を「14万8,000円」に、「20万8,000円」を「21万2,000円」に、「29万8,000円」を「30万5,000円」に、「40万4,000円」を「41万3,000円」に、「52万9,000円」を「54万1,000円」に、「62万2,000円」を「63万5,000円」に改め、同項中エをカとし、同項ウ中「1万8,000円」を「1万9,000円」に、「3万4,000円」を「3万6,000円」に、「4万9,000円」を「5万1,000円」に、「7万1,000円」を「7万4,000円」に、「10万6,000円」を「11万2,000円」に、「16万円」を「16万9,000円」に、「22万8,000円」を「24万1,000円」に、「29万5,000円」を「31万1,000円」に、「33万6,000円」を「35万4,000円」に改め、同項中ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは2万8,000円、申請戸数が1を超え5以下のとき

は5万5,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは7万8,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは11万円、申請戸数が25を超え50以下のときは16万2,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは23万6,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは32万5,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは42万6,000円、申請戸数が300を超えるときは49万円

別表10の部2の項イ中「ア」を「ア及びイ」に、「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同項中イをウとし、同項ア中「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同アの次に次のように加える。

イ 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 2万8,000円

別表10の部3の項イ中「5万1,000円」を「5万2,000円」に、「8万1,000円」を「8万3,000円」に、「10万2,000円」を「10万4,000円」に、「10万9,000円」を「11万1,000円」に改め、同項ウ及びエ中「1万円」を「1万1,000円」に、「5万1,000円」を「5万2,000円」に、「8万1,000円」を「8万3,000円」に、「10万2,000円」を「10万4,000円」に、「12万8,000円」を「13万1,000円」に改め、同部4の項キ中「カ」を「ク」に、「12万2,000円」を「12万4,000円」に、「15万3,000円」を「15万6,000円」に、「19万9,000円」を「20万2,000円」に、「28万7,000円」を「29万3,000円」に、「35万7,000円」を「36万4,000円」に、「42万3,000円」を「43万2,000円」に、「48万5,000円」を「49万5,000円」に改め、同項中キをケとし、同項カ中「市長が定めた簡易な計算方法による」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する」に、「4万7,000円」を「4万8,000円」に、「6万円」を「6万2,000円」に、「8万円」を「8万2,000円」に、「13万3,000円」を「13万7,000円」に、「17万6,000円」を「18万1,000円」に、「21万2,000円」を「21万8,000円」に、「25万円」を「25万7,000円」に改め、同項中カをクとし、同項オ中「5万9,000円」を「6万円」に、「7万4,000円」を「7万6,000円」に、「9万8,000円」を「10万円」に、「15万7,000円」を「16万1,000円」に、「20万5,000円」を「20万9,000円」に、「24万5,000円」を「25万1,000円」に、「28万7,000円」を「29万3,000円」に改め、同項中オをキとし、同項エ中「ウ」を「エ及びオ」に、「7万6,000円」を「7万7,000円」に、「10万9,000円」を「11万1,000円」に、「15万8,000円」を「16万1,000円」に、「21万6,000円」を「22万円」に、「28万2,000円」を「28万8,000円」に、「32万9,000円」を「33万6,000円」に改め、同項中エをカとし、同項ウ中「1万8,000円」を「1万9,000円」に、「3万8,000円」を「4万円」に、「5万8,000円」を「6万1,000円」に、「8万9,000円」を「9万3,000円」に、「12万7,000円」を「13万4,000円」に、「16万4,000円」を「17万3,000円」に、「18万5,000円」を「19万6,000円」に改め、同項中ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは1万4,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは2万9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは4万1,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは5万8,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは8万6,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは12万7,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは17万6,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは23万円、申請戸数が300を超えるときは26万4,000円

別表10の部4の項イ中「ア」を「ア及びイ」に改め、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1万4,000円
別表10の部に次のように加える。

5 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する軽微な変更に該当することを証する書面の交付(市長が定めた機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他	市長が定めた機関の書面添付による低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書交付手数料	1 件 に つ き	ア 1戸建ての住宅 2,000円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 申請戸数が1のときは2,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは3,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは5,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは1万5,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは2万6,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは4万1,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは5万2,000円、申請戸数が300を超えるときは5万6,000円 ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは3,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは5,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは
--	---	-----------	---

市長が定める方法による場合)			9,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは2万6,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは4万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは5万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは6万5,000円 エ 住宅以外の建築物 床面積が300平方メートル以下のときは3,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは5,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは9,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは2万6,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは4万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは5万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは6万5,000円
6 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する軽微な変更に該当することを証す	低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書交付手数料	1件につき	ア 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 5,000円 イ 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 7,000円

る書面の交付(5に掲げるものを除く。)

ウ 1戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。) 1万円

エ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは5,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは1万4,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万円、申請戸数が25を超え50以下のときは3万円、申請戸数が50を超え100以下のときは4万7,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは6万7,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは8万6,000円、申請戸数が300を超えるときは9万8,000円

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは7,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万4,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは2万円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは4万3,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは6万3,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは8万8,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは11万5,000円、申請戸数が300を超えるときは13万

2,000円

カ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。） 申請戸数が1のときは1万円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは2万7,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは3万8,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは5万5,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは8万円、申請戸数が100を超え200以下のときは11万円、申請戸数が200を超え300以下のときは14万4,000円、申請戸数が300を超えるときは16万8,000円

キ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは3万円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは3万8,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは5万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは8万円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは10万4,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは12万5,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは14万7,000円

ク 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準

			を満たしていることを確認する場合) 床面積が300平方メートル以下のときは2万4,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは3万1,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは4万1,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは6万8,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは9万円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは10万9,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは12万9,000円 ケ 住宅以外の建築物(クに掲げるものを除く。) 床面積が300平方メートル以下のときは6万2,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは7万8,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは10万1,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは14万7,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは18万2,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは21万6,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは24万7,000円
--	--	--	---

別表11の部中「平成27年法律第53号。」を削り、同部1の項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項エ中「法第34条第1項」を「住宅以外の建築物（法第29条第1項）に、「他の建築物」を「他の建築物に限る。）」に、「8万5,000円」を「8万7,000円」に、「13万5,000円」を「13万8,000円」に、「17万円」を「17万4,000円」に、「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同項中エをセとし、同項ウ中「エ」を「セ」に、「1万9,000円」を「2万円」に、「2万8,000円」を「2万9,000円」に、「4万円」を「4万1,000円」に、「9万9,000円」を「10万3,000円」に、「15万1,000円」を「15万5,000円」に、「18万7,000円」を「19万3,000円」に、「23万3,000円」を「23万9,000円」に改め、同項中ウをスとし、同項イ中「エ」を「セ」に、「ア」を「サ」に、「24万2,000円」を「24万7,000円」に、「30万3,000円」を「30万9,000円」に、「39万1,000円」を「39万9,000円」に、「55万8,000円」を「56万9,000円」に、「68万7,000円」を「70万1,000円」に、「81万2,000円」を「82万9,000円」に、「92万6,000円」を「94万6,000円」に改め、同項中イをシとし、同項ア中「エ」を「セ」に、「9万2,000円」を「9万4,000円」に、「11万7,000円」を「12万円」に、「15万4,000円」を「15万8,000円」に、「24万8,000円」を「25万6,000円」に、「32万4,000円」を「33万4,000円」に、「39万円」を「40万2,000円」に、「45万7,000円」を「47万1,000円」に改め、同項中アをサとし、同項にアからコまでとして次のように加える。

ア 1戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1万9,000円

イ 1戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 2万8,000円

ウ 1戸建ての住宅（ア、イ及びエに掲げる住宅を除く。） 3万7,000円

エ 1戸建ての住宅（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。） 5,000円

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 申請戸数が1のときは1万9,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは3万6,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは5万1,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは7万4,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは11万2,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは16万9,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは24万1,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは31万1,000円、申請戸数が300を超えるときは35万4,000円

カ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除

く。)(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは2万8,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは5万5,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは7万8,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは11万円、申請戸数が25を超え50以下のときは16万2,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは23万6,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは32万5,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは42万6,000円、申請戸数が300を超えるときは49万円

キ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(オ、カ及びクに掲げる住宅の住戸部分を除く。) 申請戸数が1のときは3万7,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは7万5,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは10万5,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは14万8,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは21万2,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは30万5,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは41万3,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは54万1,000円、申請戸数が300を超えるときは63万5,000円

ク 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。) 申請戸数が1のときは5,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万円、申請戸数が5を超え10以下のときは1万7,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは4万9,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは8万7,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは13万8,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは17万4,000円、申請戸数が300を超えるときは18万6,000円

ケ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(コに掲げる住宅の共用部分を除く。) 床面積が300平方メートル以下のときは11万8,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは14万9,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは19万5,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは30万4,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは39万円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは46万6,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは54万3,000円

コ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。) 床面積が300平方メートル以下のときは1万円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは1万8,000円、床面積が1,000平方

メートルを超え2,000平方メートル以下のときは2万9,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは8万7,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは13万8,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは17万4,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは21万8,000円

別表11の部2の項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項エ中「法第34条第1項」を「住宅以外の建築物(法第29条第1項)に、「他の建築物」を「他の建築物に限る。)」に、「1万円」を「1万1,000円」に、「5万1,000円」を「5万2,000円」に、「8万1,000円」を「8万3,000円」に、「10万2,000円」を「10万4,000円」に、「12万8,000円」を「13万1,000円」に改め、同項中エをセとし、同項ウ中「エ」を「セ」に、「1万5,000円」を「1万6,000円」に、「2万2,000円」を「2万3,000円」に、「5万8,000円」を「6万円」に、「8万9,000円」を「9万1,000円」に、「11万円」を「11万4,000円」に、「13万8,000円」を「14万1,000円」に改め、同項中ウをスとし、同項イ中「エ」を「セ」に、「ア」を「サ」に、「12万2,000円」を「12万4,000円」に、「15万3,000円」を「15万6,000円」に、「19万9,000円」を「20万2,000円」に、「28万7,000円」を「29万3,000円」に、「35万7,000円」を「36万4,000円」に、「42万3,000円」を「43万2,000円」に、「48万5,000円」を「49万5,000円」に改め、同項中イをシとし、同項ア中「エ」を「セ」に、「4万7,000円」を「4万8,000円」に、「6万円」を「6万2,000円」に、「8万円」を「8万2,000円」に、「13万3,000円」を「13万7,000円」に、「17万6,000円」を「18万1,000円」に、「21万2,000円」を「21万8,000円」に、「25万円」を「25万7,000円」に改め、同項中アをサとし、同項にアからコまでとして次のように加える。

ア 1戸建ての住宅(エに掲げる住宅を除く。)(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1万円

イ 1戸建ての住宅(エに掲げる住宅を除く。)(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1万4,000円

ウ 1戸建ての住宅(ア、イ及びエに掲げる住宅を除く。) 1万9,000円

エ 1戸建ての住宅(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。) 3,000円

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(クに掲げる住宅の住戸部分を除く。)(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは1万円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは2万7,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは4万円、申請戸数が25を超え50以下のときは6万

1,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは9万3,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは13万4,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは17万3,000円、申請戸数が300を超えるとときは19万6,000円

カ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(クに掲げる住宅の住戸部分を除く。)(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは1万4,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは2万9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは4万1,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは5万8,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは8万6,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは12万7,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは17万6,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは23万円、申請戸数が300を超えるとときは26万4,000円

キ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(オ、カ及びクに掲げる住宅の住戸部分を除く。) 申請戸数が1のときは1万9,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは3万8,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは5万4,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは7万7,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは11万1,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは16万1,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは22万円、申請戸数が200を超え300以下のときは28万8,000円、申請戸数が300を超えるとときは33万6,000円

ク 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。) 申請戸数が1のときは3,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは6,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは1万円、申請戸数が10を超え25以下のときは1万7,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは2万9,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは5万2,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは8万3,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは10万4,000円、申請戸数が300を超えるとときは11万1,000円

ケ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(コに掲げる住宅の共用部分を除く。) 床面積が300平方メートル以下のときは6万円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは7万6,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは10万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは16万1,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは20万9,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは25万1,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるとときは29万3,000円

コ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。) 床面積が300平方メートル以下のときは6,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは1万1,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1万7,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは5万2,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは8万3,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは10万4,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは13万1,000円

別表11の部3の項中「第11条」を「第13条」に、「軽微変更該当証明書交付手数料」を「性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料」に改め、同項ウ中「ときは5,000円」を「ときは6,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「1万1,000円」を「1万2,000円」に、「2万9,000円」を「3万円」に、「4万4,000円」を「4万6,000円」に、「5万5,000円」を「5万7,000円」に、「6万9,000円」を「7万1,000円」に改め、同項中ウをコとし、同項イ中「ア」を「ク」に、「6万円」を「6万2,000円」に、「7万7,000円」を「7万8,000円」に、「9万9,000円」を「10万1,000円」に、「14万3,000円」を「14万7,000円」に、「17万8,000円」を「18万2,000円」に、「21万1,000円」を「21万6,000円」に、「24万2,000円」を「24万7,000円」に改め、同項中イをケとし、同項ア中「2万3,000円」を「2万4,000円」に、「3万円」を「3万1,000円」に、「4万円」を「4万1,000円」に、「6万6,000円」を「6万8,000円」に、「8万8,000円」を「9万円」に、「10万6,000円」を「10万9,000円」に、「12万5,000円」を「12万9,000円」に改め、同項中アをクとし、同項にアからキまでとして次のように加える。

ア 1戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 5,000円

イ 1戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 7,000円

ウ 1戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。) 1万円

エ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは5,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは1万4,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万円、申請戸数が25を超え50以下のときは3万円、申請戸数が50を超え100以下のときは4万7,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは6万7,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは8万6,000円、申請戸数が300を超えるときは9万8,000円

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは7,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万4,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは2万円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは4万3,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは6万3,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは8万8,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは11万5,000円、申請戸数が300を超えるときは13万2,000円

カ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。) 申請戸数が1のときは1万円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは2万7,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは3万8,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは5万5,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは8万円、申請戸数が100を超え200以下のときは11万円、申請戸数が200を超え300以下のときは14万4,000円、申請戸数が300を超えるときは16万8,000円

キ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは3万円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは3万8,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは5万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは8万円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは10万4,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは12万5,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは14万7,000円

別表11の部4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項イ中「4万8,000円」を「4万9,000円」に、「8万5,000円」を「8万7,000円」に、「13万5,000円」を「13万8,000円」に、「17万円」を「17万4,000円」に、「18万1,000円」を「18万6,000円」に改め、同項ウ及びエ中「8万5,000円」を「8万7,000円」に、「13万5,000円」を「13万8,000円」に、「17万円」を「17万4,000円」に、「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同部5の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項キ中「カ」を「ク」に、「24万2,000円」を「24万7,000円」に、「30万3,000円」を「30万9,000円」に、「39万1,000円」を「39万9,000円」に、「55万8,000円」を「56万9,000円」に、「68万7,000円」を「70万1,000円」に、「81万2,000円」を「82万9,000円」に、「92万6,000円」を「94万6,000円」に改め、同項中キをケとし、同項カ中「9万2,000円」を「9万4,000円」に、「11万7,000円」を「12万円」に、「15万4,000円」を「15万8,000円」に、「24万8,000円」を「25万6,000

円」に、「32万4,000円」を「33万4,000円」に、「39万円」を「40万2,000円」に、「45万7,000円」を「47万1,000円」に改め、同項中カをクとし、同項オ中「11万6,000円」を「11万8,000円」に、「14万6,000円」を「14万9,000円」に、「19万1,000円」を「19万5,000円」に、「29万8,000円」を「30万4,000円」に、「38万2,000円」を「39万円」に、「45万6,000円」を「46万6,000円」に、「53万2,000円」を「54万3,000円」に改め、同項中オをキとし、同項エ中「ウ」を「エ及びオ」に、「3万6,000円」を「3万7,000円」に、「7万3,000円」を「7万5,000円」に、「10万3,000円」を「10万5,000円」に、「14万5,000円」を「14万8,000円」に、「20万8,000円」を「21万2,000円」に、「29万8,000円」を「30万5,000円」に、「40万4,000円」を「41万3,000円」に、「52万9,000円」を「54万1,000円」に、「62万2,000円」を「63万5,000円」に改め、同項中エをカとし、同項ウ中「1万8,000円」を「1万9,000円」に、「3万4,000円」を「3万6,000円」に、「4万9,000円」を「5万1,000円」に、「7万1,000円」を「7万4,000円」に、「10万6,000円」を「11万2,000円」に、「16万円」を「16万9,000円」に、「22万8,000円」を「24万1,000円」に、「29万5,000円」を「31万1,000円」に、「33万6,000円」を「35万4,000円」に改め、同項中ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは2万8,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは5万5,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは7万8,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは11万円、申請戸数が25を超え50以下のときは16万2,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは23万6,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは32万5,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは42万6,000円、申請戸数が300を超えるときは49万円

別表11の部5の項イ中「ア」を「ア及びイ」に、「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同項中イをウとし、同項ア中「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同アの次に次のように加える。

イ 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 2万8,000円

別表11の部6の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項イ中「5万1,000円」を「5万2,000円」に、「8万1,000円」を「8万3,000円」に、「10万2,000円」を「10万4,000円」に、「10万9,000円」を「11万1,000円」に改め、同項ウ及びエ中「1万円」を「1万1,000円」に、「5万1,000円」を「5万2,000円」に、「8万1,000円」を「8万3,000円」に、「10万2,000円」を「10万4,000円」に、「12万8,000円」を「13万1,000円」に改め、同部7の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項キ中「カ」を「ク」に、「12万2,000円」を「12万

4,000円」に、「15万3,000円」を「15万6,000円」に、「19万9,000円」を「20万2,000円」に、「28万7,000円」を「29万3,000円」に、「35万7,000円」を「36万4,000円」に、「42万3,000円」を「43万2,000円」に、「48万5,000円」を「49万5,000円」に改め、同項中キをケとし、同項カ中「4万7,000円」を「4万8,000円」に、「6万円」を「6万2,000円」に、「8万円」を「8万2,000円」に、「13万3,000円」を「13万7,000円」に、「17万6,000円」を「18万1,000円」に、「21万2,000円」を「21万8,000円」に、「25万円」を「25万7,000円」に改め、同項中カをクとし、同項オ中「5万9,000円」を「6万円」に、「7万4,000円」を「7万6,000円」に、「9万8,000円」を「10万円」に、「15万7,000円」を「16万1,000円」に、「20万5,000円」を「20万9,000円」に、「24万5,000円」を「25万1,000円」に、「28万7,000円」を「29万3,000円」に改め、同項中オをキとし、同項エ中「ウ」を「エ及びオ」に、「7万6,000円」を「7万7,000円」に、「10万9,000円」を「11万1,000円」に、「15万8,000円」を「16万1,000円」に、「21万6,000円」を「22万円」に、「28万2,000円」を「28万8,000円」に、「32万9,000円」を「33万6,000円」に改め、同項中エをカとし、同項ウ中「1万8,000円」を「1万9,000円」に、「3万8,000円」を「4万円」に、「5万8,000円」を「6万1,000円」に、「8万9,000円」を「9万3,000円」に、「12万7,000円」を「13万4,000円」に、「16万4,000円」を「17万3,000円」に、「18万5,000円」を「19万6,000円」に改め、同項中ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは1万4,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは2万9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは4万1,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは5万8,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは8万6,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは12万7,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは17万6,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは23万円、申請戸数が300を超えるとときは26万4,000円

別表11の部7の項イ中「ア」を「ア及びイ」に改め、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1万4,000円

別表11の部8の項及び9の項を次のように改める。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	登録住宅性能評価機関の適合証添付による性能向上計画軽微変	1件につき	ア 1戸建ての住宅 2,000円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 申請戸数が1のときは2,000円、申請戸数が1を超
-----------------------	------------------------------	-------	---

する法律施行規則第28条に規定する軽微な變更に該当することを証する書面の交付(登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合その他市長が定める方法による場合)	更該当証明書交付手数料
--	-------------

え5以下のときは3,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは5,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは1万5,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは2万6,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは4万1,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは5万2,000円、申請戸数が300を超えるときは5万6,000円

ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは3,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは5,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは9,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは2万6,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは4万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは5万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは6万5,000円

エ 住宅以外の建築物 床面積が300平方メートル以下のときは3,000円、床面積が300平方メ

			メートルを超え1,000平方メートル以下のときは5,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは9,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは2万6,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは4万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは5万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは6万5,000円
9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更に該当することを証する書面の交付(8に掲げるものを除く。)	性能向上計画軽微変更該当証明書交付手数料	1 件 に つ き	ア 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 5,000円 イ 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 7,000円 ウ 1戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。) 1万円 エ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは5,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは9,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは1万4,000円、申請戸数が10を超

え 25以下のときは2万円、申請戸数が25を超え50以下のときは3万円、申請戸数が50を超え100以下のときは4万7,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは6万7,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは8万6,000円、申請戸数が300を超えるときは9万8,000円

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは7,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万4,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは2万円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは4万3,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは6万3,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは8万8,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは11万5,000円、申請戸数が300を超えるときは13万2,000円

カ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。) 申請戸数が1のときは1万円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万9,000円、申請戸数が5を超え

10以下のときは2万7,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは3万8,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは5万5,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは8万円、申請戸数が100を超え200以下のときは11万円、申請戸数が200を超え300以下のときは14万4,000円、申請戸数が300を超えるとときは16万8,000円

キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは3万円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは3万8,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは5万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは8万円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは10万4,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは12万5,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるとときは14万7,000円

ク 住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 床面積が300平方メートル以下のときは2万

			4,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは3万1,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは4万1,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは6万8,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは9万円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは10万9,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるとときは12万9,000円 ケ 住宅以外の建築物（クに掲げる建築物を除く。） 床面積が300平方メートル以下のときは6万2,000円、床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは7万8,000円、床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは10万1,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは14万7,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは18万2,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは21万6,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるとときは24万7,000円
--	--	--	---

別表15の部中「14の部」を「15の部」に改め、同表中15の部を16の部とし、14の部を15の部とし、13の部を14の部とし、12の部の次に次のように加える。

13 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	法第18条第1項に規定する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があつたものとみなされたものを除く。）の検査又は法第37条第1項に規定する特定盛土等に関する工事（法第34条第1項の規定により法第30条第1項の許可があつたものとみなされたものを除く。）の検査の申請に対する審査	宅地造成等中間検査申請手数料	1件につき	盛土又は切土をする土地の面積（以下この部において「面積」という。）が1,000平方メートル以下のときは2,900円、面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは3,400円、面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のときは4,000円、面積が3,000平方メートルを超え2万平方メートル以下のときは5,700円、面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下のときは1万1,000円、面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下のときは2万3,000円、面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下のときは4万円、面積が10万平方メートルを超えるときは5万7,000円
---	---	----------------	-------	--

別表備考第1号中「いう」を「いい、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう」に改め、同表備考第4号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表備考第6号アを次のように改める。

ア 1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を10の部2の項、4の項又は6の項のエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合 エ、オ又はカにおける当該申請の各戸数に応じそれぞれに掲げる額を合計した額（当該合計した額が、カ（当該建築物の住戸部分をエ及びオの区分により計算する評価方法

による場合は、オ)における当該申請の全戸数に応じそれぞれに掲げる額を超える場合にあっては、当該額)

別表備考第6号イ中「2の項及び4の項に掲げる場合にあっては、ウ又はエ」を「2の項、4の項及び6の項に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカ」に、「掲げる額と」を「掲げる額(備考第6号アに規定する場合にあっては、同アの規定により計算した額)と」に、「2の項及び4の項に掲げる場合にあっては、オ」を「2の項、4の項及び6の項に掲げる場合にあっては、キ」に改め、同号ウ中「2の項及び4の項に掲げる場合にあっては、ウ又はエ」に掲げる額(備考第6号イ)を「2の項、4の項及び6の項に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカ)に掲げる額(備考第6号ア及びイ)」に、「当該申請に係る10の部それぞれの項の申請戸数に応じたイ(2の項及び4の項に掲げる場合にあっては、ウ又はエ)に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じたウ(2の項及び4の項に掲げる場合にあっては、オ)に掲げる額を合計した額」を「これらの規定により計算した額」に、「2の項及び4の項に掲げる場合にあっては、カ又はキ」を「2の項、4の項及び6の項に掲げる場合にあっては、ク又はケ」に改め、同表備考第8号を次のように改める。

8 11の部に規定する手数料について、次に掲げる場合の手数料の額は、当該場合に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア 1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を11の部1の項又は2の項のオ、カ又はキのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合 オ、カ又はキにおける当該申請の各戸数に応じそれぞれに掲げる額を合計した額(当該合計した額が、キ(当該建築物の住戸部分をオ又はカの区分により計算する評価方法による場合は、カ)における当該申請の全戸数に応じそれぞれに掲げる額を超える場合にあっては、当該額)

イ 1戸建ての住宅以外の住宅について、11の部1の項又は2の項の申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合 当該申請に係る11の部1の項又は2の項の申請戸数に応じたオ、カ、キ又はクにおける当該申請戸数に応じそれぞれに掲げる額(備考第8号アに規定する場合にあっては、同アの規定により計算した額)と当該建築物の共用部分の床面積に応じたケ又はコに掲げる額を合計した額

ウ 1戸建ての住宅以外の住宅について、11の部1の項又は2の項の申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合 当該申請に係る11の部1の項又は2の項の申請戸数に応じたオ、カ、キ又はクにおける当該申請戸数に応じそれぞれに掲げる額(備考第8号ア及びイに規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額)と当該住

宅以外の建築物の床面積に応じたサ、シ、ス又はセに掲げる額(備考第8号エに規定する場合にあっては、同エの規定により計算した額)を合計した額

エ 11の部1の項から3の項までにおける申請に係る住宅以外の建築物が住宅以外の建築物の部分(工場等の部分を除く。)及び工場等の部分からなる建築物の場合 サ又はシ(11の部3の項に掲げる場合にあっては、ク又はケ)に掲げる住宅以外の建築物の部分(工場等の部分を除く。)の床面積に応じた額に、ス(11の部3の項に掲げる場合にあっては、コ)に掲げる工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額(当該建築物を11の部1の項若しくは2の項のサ若しくはシ又は3の項のク若しくはケに掲げる住宅以外の建築物としたときの床面積に応じた額を超える場合は、当該額)

オ 1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を11の部3の項のエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合 エ、オ又はカにおける当該申請の各戸数に応じそれぞれに掲げる額を合計した額(当該合計した額が、カ(当該建築物の住戸部分をエ及びオの区分により計算する評価方法による場合は、オ)における当該申請の全戸数に応じそれぞれに掲げる額を超える場合にあっては、当該額)

カ 1戸建ての住宅以外の住宅について、11の部3の項の申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合 当該申請に係る11の部3の項の申請戸数に応じたエ、オ又はカにおける当該申請戸数に応じそれぞれに掲げる額(備考第8号オに規定する場合にあっては、同オの規定により計算した額)と当該建築物の共用部分の床面積に応じたキに掲げる額を合計した額

キ 1戸建ての住宅以外の住宅について、11の部3の項の申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合 当該申請に係る11の部3の項の申請戸数に応じたエ、オ又はカにおける当該申請戸数に応じそれぞれに掲げる額(備考第8号オ及びカに規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額)と当該住宅以外の建築物の床面積に応じたク、ケ又はコに掲げる額(備考第8号アに規定する場合にあっては、同アの規定により計算した額)を合計した額

ク 1戸建ての住宅以外の住宅について、11の部4の項から9の項までにおける申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合 当該申請に係る11の部4の項から9の項までの申請戸数に応じたイ(5

の項、7の項及び9の項に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカ)における当該申請戸数に応じそれぞれに掲げる額(備考第8号コに規定する場合にあっては、同コの規定により計算した額)と当該建築物の共用部分の床面積に応じたウ(5の項、7の項及び9の項に掲げる場合にあっては、キ)に掲げる額を合計した額

ケ 1戸建ての住宅以外の住宅について、11の部4の項から9の項までにおける申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合当該申請に係る11の部4の項から9の項までの申請戸数に応じたイ(5の項、7の項及び9の項に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカ)における当該申請戸数に応じそれぞれに掲げる額(備考第8号ク及びコに規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額)と当該住宅以外の建築物の床面積に応じたエ(5の項、7の項及び9の項に掲げる場合にあってはク又はケ)に掲げる額を合計した額

コ 1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を11の部5の項、7の項及び9の項のエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合 エ、オ又はカにおける当該申請の各戸数に応じそれぞれに掲げる額を合計した額(当該合計した額が、カ(当該建築物の住戸部分をエ及びオの区分により計算する評価方法による場合は、オ)における当該申請の全戸数に応じそれぞれに掲げる額を超える場合にあっては、当該額)

別表備考第9号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「前号イからエまで」を「前号ク、ケ及びコ」に改め、同表備考第10号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第8号イからエまで」を「第8号ク、ケ及びコ」に改め、同表備考第11号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表備考に次のように加える。

12 11の部8の項及び9の項における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物(変更が行われない建築物を除く。)ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、11の部8の項及び9の項中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考第8号ク、ケ及びコの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第35号

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正について

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例(昭和47年条例第5号)の一部を次の
ように改正する。

第2条中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第
14号の次に次の1号を加える。

(15) 新田屋内運動場 大垣市新田町1丁目7番地

第19条中「第2条第18号」を「第2条第15号及び第19号」に改める。

別表第1中「(18) 墨俣庭球場」を「(19) 墨俣庭球場」に、「(17) 上石津ふれあいグ
ラウンド」を「(18) 上石津ふれあいグラウンド」に、「(16) 上石津総合体育館」を
「(17) 上石津総合体育館」に、「(15) 上石津庭球場」を「(16) 上石津庭球場」に改め、
(14) 大垣市武道館の表の次に次の1表を加える。

(15) 新田屋内運動場

区分		金額						
		午前		午後		夜間		全日
		9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	9:00 ～ 21:00
競技場	平日	円 3,300	円 3,300	円 3,300	円 3,300	円 4,950	円 4,950	円 20,790
	土曜日・ 日曜日・ 休日	4,950	4,950	6,600	6,600	6,600	6,600	32,670
会議室		280	280	550	550	550	550	2,500
附属設備等		附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。						
備考								
1 使用しようとする者が、市外の者である場合の使用料は、使用しようとする者が市内の者である場合の使用料に2を乗じて得た額とする。								
2 特別の理由により市長が必要と認めたときは、使用料を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1								

時間とし、使用料に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

3 照明設備等については、市長の定める額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第36号

大垣市立かわなみ作業所設置条例の一部改正について

大垣市立かわなみ作業所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市立かわなみ作業所設置条例の一部を改正する条例

大垣市立かわなみ作業所設置条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「同条第2項第1号から第3号まで」を「同条第2項第4号」に改める。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第37号

大垣市立ひまわり学園設置条例の一部改正について

大垣市立ひまわり学園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市立ひまわり学園設置条例の一部を改正する条例

大垣市立ひまわり学園設置条例(平成15年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項に規定する障害児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を提供するため」を「第43条に規定する児童発達支援センターとして」に改める。

第5条第1項第5号中「第1条」を「法第43条」に改める。

第8条中「又は」を「若しくは」に改め、「係る者」の次に「又は法第43条に規定する援助を必要とする者」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第38号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「注4」を「注6」に改める。

第17条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第17条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第21条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大垣市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第39号

大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表一般廃棄物の部家庭系の款(1)の項中

「市長が指定する可燃ごみ用処理袋(大)1袋 (10キログラムまで)につき50円 市長が指定する可燃ごみ用処理袋(小)1袋 (6キログラムまで)につき30円	を
「市長が指定する可燃ごみ用処理袋(大)1袋 (10キログラムまで)につき50円 市長が指定する可燃ごみ用処理袋(小)1袋 (6キログラムまで)につき30円 市長が指定する可燃ごみ用処理袋(極小)1 袋(2キログラムまで)につき10円	に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第40号

大垣市営住宅条例の一部改正について

大垣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市営住宅条例の一部を改正する条例

大垣市営住宅条例(平成9年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表竹島団地の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第41号

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例(昭和32年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第42号

大垣市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

大垣市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

大垣市非常勤消防団員退職報償金支給条例(昭和39年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中	「	30年以上	を	「	30年以上 35年未満	35年以上	に改める。」
		979,000円			979,000円	1,079,000円	
		909,000			909,000	1,009,000	
		849,000			849,000	949,000	
		809,000			809,000	909,000	
		734,000			734,000	834,000	
		689,000			689,000	789,000	
		」			」		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議第43号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 財産の種類及び数量	中学校教師用指導書及び指導用教材一式
2 取得 価 格	3,685万1,320円
3 取得 の 方 法	随意契約
4 取得 の 相 手 方	大垣市本今4丁目65番地2 大垣市学校教販組合 組合長 田中 誠

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和7年3月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第15号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年12月9日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 39万9,531円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和6年8月18日午前11時30分頃、大垣市直江町467番地先において、道路の路面と井戸式消火栓の蓋との間の段差により、同地先を通過した相手方自動車に損害を与えた。 |